

12-2-1 災害救助に必要な食糧及び生活必需品等の調達に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）の間に、災害救助に必要な食糧及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（供給要請）

第1条 甲は、豊川市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対してその保有する物資の供給を要請することができるものとする。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 甲が乙に対して行う第1条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができる。この場合において甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出するものとする。

2 前項ただし書きの場合にあっては、乙は甲の調達意思を確認のうえ、第4条の措置をとるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該物資に職員を派遣し物資を確認のうえ引取るものとする。

（支払い手続き）

第7条 乙は、物資引渡し後、甲に対してその代金の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その代金を速やかに支払うものとする。

（保有数量の報告）

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の米、乾パン、粉ミルク及び毛布の保有数量を別紙「保有数量報告書」により甲に報告するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。ただし、乙が第2条に規定する物資を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失う。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成8年3月29日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市代表者
豊川市長 田中泰雄

乙 所在地 豊川市八幡町足洗61-1
名称 カーマホームセンター豊川店

所在地 豊川市国府町桜田 103
名称 ユニー国府店

所在地 豊川市幸町 103
名称 ユニー豊川店

所在地 西尾市本町 11
名称 株式会社 ドミー

所在地 名古屋市昭和区鶴舞 2 丁目 21-6
名称 株式会社 ナフコカニエ

平成 11 年 8 月 1 日

甲 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

豊川市代表者

豊川市長 田 中 泰 雄

乙 所在地 大阪市中央区淡路町 2 丁目 2-9

名称 株式会社 マイカル

別 表

災害救助に必要な物資一覧

物資の種類	品 名
主 食	米、パン、乾パン、粉ミルク
副 食	漬物、海苔
調 味 料	味噌、醤油、塩
寝 具	毛布、ふとん
被 服	作業着、婦人服、子供服
肌 着	シャツ、パンツ
日 用 品	バケツ、タオル、石けん、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、懐中電灯、乾電池、マッチ
炊 事 道 具	鍋、包丁、まな板、卓上コンロ（ボンベ含む）
食 器 類	茶わん、皿、箸

12-2-2 災害時における公共施設等応急対策に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と豊川建設業協会（以下「乙」という。）は、地震その他の災害により公共施設等が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策の実施について乙の所属会員（以下「会員」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して協力するものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 被災した公共施設の復旧工事

(2) 被災した住宅の応急修理（災害救助法（昭和22年法律第118号）に定める救助に該当する場合に限る。）

(3) 前2号の業務を行うための調査並びに人員及び機材の確保

(4) 前3号に掲げる業務のほか、甲乙協議し、必要と認められる業務

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条第1項の規定により乙に対し応急対策業務の協力を要請するときは、書面をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の通信手段により、乙又は会員に要請することができる。この場合において、甲は当該緊急状態が止み次第、速やかに書面を乙に交付するものとする。

（応急対策業務の実施）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、会員に指示し、速やかに応急対策業務を実施するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、前条の規定により対応業務を会員に指示したときは、その内容を速やかに甲に報告するものとする。

2 乙は前条の規定による業務を完了したときは、その旨を書面により甲に報告し、検査を受けるものとする。

（名簿等の報告）

第6条 乙は、毎年度甲が指定する期日までに、会員の連絡先等を記載した名簿を作成し、甲に提出しなければならない。

（費用の負担）

第7条 乙が甲から要請された応急対策業務に要した費用は、甲の負担とする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定成立の日から効力を有するものとし、甲又は乙が書面をもって協定の終了の意思表示をしない限りにおいて、その効力を持続する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（旧協定の廃止）

第10条 平成22年2月5日締結の「災害時における公共施設等応急対策の業者調整の協力に関する協定書」は、この協定の効力の発生の日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年11月28日

豊川市諏訪一丁目1番地
甲 豊川市代表者
豊川市長 山 脇 実

豊川市八幡町足洗56番地
乙 豊川建設業協会
会長 波多野晴康

豊川建設業協会会員名簿

平成25年4月1日現在

整理番号	名称	住所	電話番号
1	(有)今泉工務店	中央通4丁目62	85-0399
2	岡田建設(株)	白鳥町京次52-1	87-5191
3	(株)落合組	諏訪西町1丁目138	86-4843
4	(株)オノコム豊川支店	三蔵子町橋本23-1	86-8822
5	(株)共力建設	本野町東野添35-2	86-1293
6	倉橋建設(株)	為当町尻無12-3	75-4135
7	(株)陶山工務店	佐奈川町46	86-4673
8	(株)柘植建設	久保町向田1-10	88-3207
9	(有)寺部組	平尾町郷中67-1	86-3585
10	(株)波多野組	金屋橋町36	84-6386
11	(株)林工務店	萩町下林14	87-2138
12	(有)花田工務店	牛久保町常磐36	86-3326
13	春太建設(株)	市田町下新屋18-2	86-8107
14	藤原建設(株)	土筒町前屋敷12	86-5492
15	(有)藤井建設	平尾町下貝津8-1	87-2828
16	(株)豊栄建設	中野川町2丁目55-2	85-4525
17	(株)星川組	小田渕町仲松20	86-4038
18	(株)星野工務店	御油町美世賜38	88-2511
19	ホーリッチ建設(株)	千歳通3丁目35	86-2747
20	丸十工業(株)	佐奈川町15	85-8058
21	(株)御津建	御津町広石市場1	76-2322
22	(有)森田組	末広通2丁目51	86-7407
23	山静建設(株)	桜町2丁目8-11	86-3903
24	後藤建設	千両町上西谷53-127	83-0450
25	大晋建設(株)	御津町御馬浜田147	76-2874
26	豊川舗装(株)	大崎町野添33-2	83-0880
27	(株)佐脇組	御津町下佐脇花ノ木48	76-2178
28	(株)武仙	為当町椎木105-2	75-3729
29	深谷建設(株)	御津町西方狐塚10-2	76-2332
30	(有)青谷公營	新豊町1丁目94	84-9308
31	(資)今泉工務店	一宮町泉118	93-3029
32	(株)イワツキ	大木町鍵水17	93-5670
33	(株)永晃	東上町権現154-1	93-1618
34	城所土木建設(株)	金沢町追分7-1	93-2160
35	(有)小松工業	西原町重藤59	93-3477
36	(有)小山鉄工建設	西原町重藤8-7	93-3043
37	(有)篠田建設	東上町平松2-22	93-3792
38	鈴木産業(有)	一宮町錦100	93-2036
39	(株)竹工建設	大木町新道342-11	93-4809
40	(有)徳升建材総業	一宮町社52	93-3317
41	(有)中野組	松原町京田40-1	93-2934
42	(株)松本組	東上町炭焼平26-2	93-2213

4 3	(有)丸彰建設	一宮町社 9 5	9 3 - 2 2 8 4
4 4	平川建設(株)	伊奈町新町 1 5 7	7 8 - 2 8 7 9
4 5	(有)太田工務店	伊奈町北村 8 3	7 8 - 3 5 0 2
4 6	小坂井建設(株)	宿町坂地 8 0 - 1	7 2 - 6 9 3 3
4 7	(株)三和組	伊奈町北村 1 1 3 - 1	7 2 - 2 3 3 1
4 8	中央建設(株)豊川支店	諏訪 1 丁目 1 1	8 6 - 3 8 2 8
4 9	鳥井建設(株)	伊奈町新屋 2 2 1 - 3	7 2 - 3 3 1 1
5 0	平江建設(株)	伊奈町青木 1 0 4	7 2 - 5 6 1 2
5 1	(株)藤本工務店	宿町水入 2 3 - 2	7 8 - 3 8 5 7

12-2-3 災害時における水道施設等の応急対策の協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と豊川市上下水道工事協同組合（以下「乙」という。）の間に、地震その他の災害により豊川市水道事業が管理する水道施設が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急対策の協力について、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策の協力が必要と認めたときは、これを乙に対し要請するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して甲の行う応急対策に協力するものとする。

（応急対策の内容）

第2条 前条第1項の規定により、甲が乙に協力要請を行う応急対策は次に掲げる業務とする。

（1）豊川市水道事業が管理する水道施設の応急復旧工事。ただし、給水装置は、配水管分岐位置から第1止水栓までの箇所とする。

（2）前号の工事を行うための漏水調査。

（3）第2号の工事に必要な資機材等の提供

（4）その他、甲が必要と認める業務

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条第1項の規定により乙に対し応急対策の協力を要請するときは、書面にて行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができる。この場合においては、事後に速やかに書面を提出するものとする。

2 前項の規定により要請した応急対策については、契約書を交換するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲より要請された応急対策を完了したときは、その旨を書面にて甲に報告し、その検査を受けるものとする。

（費用負担）

第5条 乙が甲より要請された応急対策に要した費用は、甲が負担するものとする。

（支払い手続き）

第6条 乙は、第4条に規定する検査に合格したときは、甲に対して費用の請求をするものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（協力体制の整備）

第7条 乙は、協力要請を受けた場合において、速やかに応急対策を実施できるよう、常に乙の組合員の出勤体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制について、整備するものとする。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定成立の日から平成26年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲、乙、いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年11月15日

甲 豊川市一宮町豊1番地
豊川市水道事業
豊川市長 山 協 実

乙 豊川市牛久保駅通5丁目5番地の1
 豊川市上下水道工事協同組合
 代表理事 山本 芳弘

組合員名簿

令和4年4月1日現在

	事業者名	所在地	代表者	電 話
1	井指設備工業(株)	野口町道下35	井指 和昭	0533-86-8368
2	(株)加藤設備	萩山町3丁目51-2	加藤 友唯	0533-85-3891
3	(有)金塚設備	美和通1丁目28	梅村 好伸	0533-84-0595
4	(株)河本工業	諏訪3丁目72-2	河本 圭史	0533-86-7358
5	(株)松栄管工	諏訪2丁目292	浅野 晋	0533-86-5138
6	(株)中部 豊川営業所	千歳通1丁目36	牧野 素明	0533-84-7311
7	(有)豊伸設備	一宮町幸63	齋藤 守昭	0533-93-3200
8	(株)牧水道工業所	国府町池田12	牧 捷太	0533-87-2050
9	(有)松井水道	樽井町川添21	松井 広明	0533-85-0318
10	(株)マルイシ	金屋本町3丁目29-2	石原 秀規	0533-86-2785
11	ミヤチ(株)	市田町向野4-3	宮地 清和	0533-86-3994
12	(株)明興設備	下長山町高畑14	山本 益士	0533-85-3898
13	(有)山口住宅設備	南大通4丁目24	山口 末廣	0533-86-3676
14	(株)渡辺設備	国府町藪下27-5	中西 永佳	0533-88-5181
15	(有)小松工業	西原町重藤59	小山 知久	0533-93-3477
16	(株)およべ	御津町広石船津41-2	梅村 剛央	0533-76-3533
17	(有)渡辺水道	御津町御馬東172	渡邊 幸至	0533-76-3418
18	(有)石黒設備	御津町広石日暮22-1	石黒 博也	0533-75-3210
19	(株)ナガシマ	美園3丁目15-7	長嶋 耕司	0533-78-2311
20	(有)丸清管工業所	伊奈町古当70-76	小野 裕子	0533-72-2407
21	(有)藤本管工	伊奈町南山新田95-1	藤本 久幸	0533-78-4554
22	酒井管工(有)	伊奈町縫殿26-108	酒井 利昌	0533-78-2448
23	榊原配管設備	宿町古十王23	榊原 茂弘	0533-72-3070

12-2-4 災害時におけるし尿汲取等応急対策の業者調整の協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と豊川宝飯環境保全事業協同組合（以下「乙」という。）の間に、地震その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における応急対策実施の業者調整の協力について、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策実施の業者調整について協力が必要と認めるときは、これを乙に対し要請するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して協力するものとする。

（応急対策の範囲）

第2条 前条第1項の規定により、甲が乙に業者調整の協力要請を行う応急対策は次に掲げるものとする。

(1) 溢れでている便槽又は溢れでるおそれのある便槽のうち甲が必要と認めたものの汲み取りあるいは清掃業務

(2) 災害時に設置した仮設便所の汲み取り業務

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条第1項の規定により乙に対し業者調整の協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができる。この場合において甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、甲より要請された調整が完了したときは、その旨を書面をもって甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 乙が甲より要請された調整に要した費用は、乙の負担とする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成8年3月27日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市代表者
豊川市長 田 中 泰 雄

乙 豊川市牧野町野畔8番地の1
豊川宝飯環境保全事業協同組合
理事長 松 下 稔 伋

12-2-5 災害時の医療救護活動に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と豊川市医師会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊川市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動の実施の円滑化を図るため必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣等）

第2条 甲は、防災計画に基づく医療救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対し医師、看護婦等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは速やかに医療救護班を派遣するものとする。

3 乙は、災害の事態が急迫し、甲による第1項の要請を待つことができないと認めるときは、同項の要請を待たないで医療救護班を派遣することができるものとし、この場合は、その状況を直ちに甲に報告し、その後の措置に関して甲の指示を受けるものとする。

4 医療救護は、医療救護班により実施されることを原則とするが、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して救護を行う必要がある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第3条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1） 傷病者に対する応急的な医療の処置

（2） 傷病の程度の診断並びに後方医療機関への入院、転送の要否及び転送順位の決定

（3） 助産

（4） 死亡の確認及び死体検索

（5） 死体の処置

（医療救護班の輸送）

第4条 医療救護班の輸送は、原則として甲が行う。

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護活動に必要な医薬品、医療材料その他医療関係機関（以下「医薬品等」という。）は、緊急の場合にあっては、乙又はその会員の手持ちの医薬品等を使用し、なお不足する場合にあっては、原則として甲が乙の意見を聴いて調達するものとする。

（報告）

第6条 医療救護活動を実施した場合においては、医療救護班の班長は、必要な記録を整備するとともに、医療救護活動の実績を甲及び乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、次の各号に掲げる費用（甲の要請に基づき乙が医療活動を実施したとき（第2条第3項の場合を含む。）に要する費用に限る。）について、当該各号に定める額を負担する。

（1） 医療救護班を派遣したときの人件費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の額を基準とする。

（2） 医療救護班が乙又はその会員が手持ちの医薬品等を使用したときの費用は、その実費の額

（3） 後方医療施設及び救護所において行った適正な医療救護活動に伴い、当該後方医療施設及び救護所の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の現状回復に要する費用は、その実績の額

（扶助金）

第8条 甲は、医療救護班の医師、看護婦等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給する。

（医事紛争の措置）

第9条 医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙との協議のうえ誠意をもって解決のため適切な措置を講ずるものとする。

(費用等の請求)

第10条 乙は、第7条の費用弁償及び第8条の扶助金(以下「費用等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第11条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときこれが、適正であると認めたときは、その費用等を速やかに乙に支払うものとする。

(実施細目)

第12条 この協定の実施に関し、必要な細目は、別に定めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、平成8年3月21日から平成8年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1月までの間に甲、乙双方から何ら意思表示がないときは、当該機関満了の日からさらに1年間この協定を更新したものとみなし、以後同様とする。

(適用除外)

第14条 第2条の規定により医療救護班の派遣等がなされた災害が、災害救助法の適用を受ける災害となったときは、当該医療救護班の派遣等は、当該災害の発生のおきから同法の規定によりされた救助に関する業務とみなす。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

平成8年3月21日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 田中 泰雄

乙 豊川市萩山町3丁目77番地の7
豊川市医師会
代表者 会長 後藤 有三

12-2-5-1 災害医療救護活動実施細目

「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づく実施細目は、次のとおりとする。

- 1 災害時において、甲の要請により医療救護班を派遣するときは、乙は豊川市医師会災害対策本部を設置し、社団法人豊川市医師会長をもって本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに医療救護班が派遣できるよう必要な体制を常に整備する。
- 3 医療救護班の編成は、原則として1班当たり医師1名、看護婦等3名及び事務職員1名、計5名とする。この場合、医師を班長とする。
- 4 乙は、甲の要請により医療救護班を派遣したときは、速やかに医療救護班員の氏名、生年月日、住所及び職種を甲に報告する。
- 5 甲の派遣要請は、災害救助法第24条に基づく従事命令に準ずる方法によるものとする。
- 6 甲は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を乙に伝達する。ただし、後刻速やかにその内容を文書により通知する。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び状況
 - (3) 派遣を要する医療救護班の数
 - (4) 派遣の期間
 - (5) 派遣の方法又は手段
 - (6) その他必要な事項
- 7 医療救護班は、災害現場、避難所、医療機関等に設けられた応急救護所において業務を行うことを原則とする。
- 8 医療救護班の班長は、医療機関に収容し、医療又は助産を行う必要があると認めるときは、患者に入院指示書（様式第1号）を交付する。
- 9 医療救護班の班長は、医療救護班診療記録（様式第2号）及び救護班医薬品等使用簿（様式第3号）を整備するとともに、その活動状況を医療救護班日報（様式第4号）に記載し、本部長を経て甲に報告するものとする。
- 10 業務災害が発生した場合は、乙は業務災害報告書（様式第5号）により甲に報告するものとする。
- 11 医療救護班が使用した手持ちの医薬品等の費用又は医療救護時に被った物的損害、医療救護班員の費用弁償等については、乙が各医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（様式第6号）により甲に請求する。
- 12 扶助金については、乙が支給を受けようとする者を取りまとめ、扶助金支給申請書（様式第7号）により甲に申請する。
- 13 甲は、前2項により請求を受けた場合は、内容を審査し、適正と認めるときは速やかに支払うものとする。

様式第 1 号

(表)

災

入 院 指 示 書	
患者 住 所	
氏 名	年齢 歳
傷病名	
上記傷病名により医療機関で入院治療を要する。	
平成 年 月 日	
豊川市医師会	
医療救護班 医師	
(印)	
入院先医療機関名 及び所在地	

(裏)

<p>入院指示書を受け取られた方へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この入院指示書で直ちに医療機関で入院治療を受けてください。 2 治療を受けるとき、この指示書を入院先の医療機関へ渡してください。 <p>医療機関へ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この入院指示書による医療は、災害救助法による救助として取扱ってください。 2 この入院指示書は、費用弁償等の請求書に必ず添えてください。 3 表面の医療機関名欄に記入してください。

様式第2号

医療救護班診療記録

救護所所在地 豊川市 町

班長氏名 (印)

年月日	患者住所	患者氏名	性別	傷病名	処置概要	備考

様式第3号

医療救護班医薬品等使用簿

救護所所在地 豊川市 町

班長氏名 (印)

使用年月日	使用医薬品衛生材料品名	使用量		※購入価格		備考
		単位	数量	単価	金額	

※印欄は、費用請求時に記入する。

様式第4号

医 療 救 護 班 日 報 平成 年 月 日 班長氏名 ㊟						
救護班の所属						
救護班員氏名	医 師					
	看 護 婦					
	事 務					
従事した救護所所在地						
救 護 人 員	外 科	内 科	そ の 他	計	入院指示書発行数	死体検案数
	人	人	人	人	件	件
備考						

救護班長 → 豊川市医師会長 → 市長

様式第5号

業 務 災 害 報 告 書

平成 年 月 日

豊川市長 殿

豊川市医師会長

⑩

医療救護班として救護業務に従事した者に、下記のとおり事故傷病者が発生しましたので報告します。

記

氏名	性別 男・女	年齢 歳	住所
職種	所属医療機関・団体名		
傷病名	程度 重症・中等症・軽症	転帰	
外来・入院（ 月 日）	診療（入院）医療機関名		
受傷（発病）日時	年 月 日	時	分
受傷（発病）場所			
受傷（発病）時の状況			

様式第6号一（1）

費用弁償等請求書

平成 年 月 日

豊川市長 殿

印

災害時の医療救護に関する協定書の規定による実費弁償等として、下記の金額を請求します。

記

請求金額

円

従事した業務	
従事した場所	
従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

添付書類

算出明細書

1、実費弁償明細書

従事年月日	単 価	金 額	医師、看護婦等の別	氏 名
計				

2 旅費明細書

旅行年月日	旅 行 地	宿 泊 先	鉄 道 賃		日 当		宿 泊 料		旅行の経路 及び区分	氏 名
			行程	運賃	日数	定額	夜数	定額		
自 至			K	円	日	円	夜	円		
計										

3 超過勤務手当明細書

従事年月日	勤務時間	勤務時間数 (A)	超過勤務時間 (A-8)	1時間当り 単 価	金 額	医師、看護婦 等 の 別	氏 名
計							

4 医薬品費等明細書

品 名	単 位	使用数量	単 価	金 額	備 考
計					

5 自動車、船艇借上料明細書

借上年月日	用 途	使用区間	種 類 (トラック、船艇等)	台 数	単 価	金 額	借 上 料
計							

6 機械器具修繕費明細書

修繕年月日	品 名	修 繕 箇 所	修 繕 請 負 者	金 額	修繕物の所有者
計					

7 燃料費明細書

使用年月日	車種	用途	走行区間	品名	使用量	単価	金額	購入(調達)先
計								

様式第7号

療養
休業
障害 扶 助 金 支 給 申 請 書
遺族
葬祭
打切

年 月 日

豊 川 市 長 殿

住所

氏名 ㊟

災害時の医療救護に関する協定書の規定による扶助金として、下記の金額を支給して
くださるよう関係書類を添えて申請します。

記

申請金額 円

従事者又は協力者	住所				職業		
	氏名				生年月日	. .	
従事又は協力していた救助業務							
事故発生の日時及び場所							
事故発生の原因及び状況							
傷病名、傷病の程度及び身体の状況							
療養又は休業を要する見込期間							
本人死亡の場合 における扶助金 受け取りの順位	氏名	本人との続き柄	生年月日	職業	備考		

12-2-7 災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）、豊川宝飯石油業協同組合（以下「乙」という。）及び愛知県石油商業組合東三河第2地区（以下「丙」という。）は、豊川市域において風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において甲の行う救助作業等応急措置に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における甲が行う救助作業等応急措置に対する、乙及び丙の協力体制に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙及び丙は、災害時において、次に掲げる協力を行うものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 応急措置用資機材の提供
- (3) 自動車用燃料油類等（以下「燃料油類」という。）の優先供給
- (4) 被災者、帰宅困難者への支援活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲の行う災害対策活動の支援

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において必要と認めるときは、乙及び丙に対し、次に掲げる事項を明らかにして、応急措置用資機材の提供等を要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要な応急措置用資機材又は燃料油類の種類、数量及び供給場所
- (3) その他必要な事項

2 前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、書面により要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、遅滞なく、書面を交付するものとする。

（協力の要請）

第4条 乙及び丙は、前条により甲から協力要請があったとき又は自ら災害の発生を認知したときは、この協定の内容に従って、誠実にかつ、可能な限りの協力をするものとする。

2 乙及び丙は、前項の協力を行った場合には、必要に応じて、書面によりその内容を甲に通知するものとする。

（補償）

第5条 提供された応急措置用資機材の破損、紛失等により発生した経費は、乙又は丙からの請求に基づき、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、破損、紛失等した直前における適正な価格を基準として算出するものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、乙及び丙が提供した燃料油類の対価及びその運搬に要した経費（以下「経費等」という。）を負担するものとする。

2 経費等の額は、災害時における適正な価格を基準として、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（平素の協力）

第7条 甲、乙及び丙は、災害時にこの協定が効果的に運用されるよう平素から密接な連絡及び調整に努めるものとする。

（事業所台帳等）

第8条 乙は、この協定に基づき応急措置用資機材の提供を行う事業所について、丙の協力のもとに次に掲げる事項を記載した台帳を作成し、保管するとともに、甲に対し、その写しを提供するものとする。

- (1) 事業所の名称、代表者、所在地、電話番号等
- (2) 常時貯蔵している油種別数量と貯蔵形態
- (3) 応急措置用資機材の名称及び個数
- (4) その他必要事項

2 前項の記載事項に変更があったときは、その都度丙は当該変更内容を乙に連絡するものとし、乙は台帳の加除修正を行い、常に実態に則した内容の維持に努めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し、必要な事項又は疑義を生じた事項については、甲乙丙が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、平成15年3月1日から平成16年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲乙丙いずれからもこの協定の解約の申出がない限り、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成15年2月28日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 中野 勝之

乙 豊川市大崎町下金居場174
豊川宝飯石油業協同組合
代表者 理事長 栗原 博實

丙 豊川市大崎町下金居場174
愛知県石油商業組合東三河第2地区
代表者 理事長 栗原 博實

12-2-9 豊川市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人豊川市社会福祉協議会（以下「乙」という。）の間に、地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合における豊川市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な災害が発生し、甲が災害ボランティア（以下「ボランティア」という。）の受け入れが必要と判断した場合に、甲と乙が連携、協力して、ボランティアを混乱なくスムーズに受け入れ、被災住民の速やかな自立・復興の支援を目的とするボランティア活動を効果的に支援するため必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置）

第2条 甲は、大規模な災害が発生し、甲だけでは災害応急対策が困難でボランティアの受け入れが必要と判断したときは、必要な資機材を確保してセンターを豊川市社会福祉会館（ウイズ豊川）に設置する。ただし、建物の被災状況等により豊川市社会福祉会館（ウイズ豊川）に開設することができない場合には、乙と協議のうえ、これに代わる場所を確保して設置するものとする。

2 甲は、センターの設置に当たっては、豊川市災害対策本部市民協働国際班（以下「市民協働国際班」という。）の職員を派遣するものとし、ボランティアと被災住民等からのニーズ（支援依頼）の調整役となる防災ボランティアコーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の派遣協力を乙に依頼する。

3 乙は、センターの設置に当たっては、その職員を派遣するものとする。

4 乙は、第2項の依頼があった場合には、可能な範囲でコーディネーターに協力を依頼するものとする。

5 甲は、著しい被害を受けた地域や地理的な課題等により、センターとは別にボランティア活動の拠点の設置が必要であると判断したときは、乙と協議のうえ、一宮・音羽・御津・小坂井のそれぞれの支所その他甲が必要と認めた場所に「現地災害ボランティアセンター」を設置するものとする。

(センターの運営)

第3条 センターの運営に当たっては、甲の指示のもと乙が主体となって行うものとする。この場合において、甲及び乙は、ボランティア活動の迅速性及び自発性を生かせるよう、コーディネーターの意見を可能な限り尊重するものとする。

(センターの閉鎖)

第4条 甲は、センターの閉鎖については、乙及びコーディネーターと協議のうえ、決定する。

2 甲及び乙は、センターを閉鎖するときは、コーディネーターが行った当該活動について、円滑な引き継ぎを行うものとする。

(経費の負担)

第5条 甲は、原則としてセンターの設置及び運営に関し必要な経費を負担するものとする。

(損害補償)

第6条 センターで受け入れるボランティアは、ボランティア保険に加入した者とし、その掛金はボランティアの自己負担とする。

2 災害時における応急・復旧支援活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(平常時の協力活動)

第7条 甲及び乙は、災害時に円滑な運営ができるよう、平常時から、ボランティア団体、コーディネーター、地域住民との良好な関係の維持に努め、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

(協議)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の効力は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この期間が満了する1か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がない場合は、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

なお、豊川市地域ボランティア支援本部の開設及び運営に関する協定は、この協定の締結をもって廃止する。

令和 4年 4月 1日

甲 豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 竹本幸夫

乙 豊川市諏訪三丁目242番地
社会福祉法人 豊川市社会福祉協議会
会長 山脇実

12-2-10 災害時における医療救護活動に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と豊川薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時において、災害救助法（昭和22年法律第118号）及び豊川市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、豊川市が医療救護の万全を期するため、次のとおり災害時の医療救護活動に関し協定を締結する。

なお、平成20年4月18日付けで締結した災害時救急医薬品等の供給に関する協定は廃止する。

（目的）

第1条 この協定は、災害救助法及び防災計画に基づいて、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動について、必要な事項を定めることを目的とする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、医療救護活動を実施するため、災害救助法及び防災計画に基づき、必要に応じ乙に対して薬剤師の派遣を要請する。

2 乙は、前項により甲から要請を受けたときは、速やかに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、派遣する。

（薬剤師班の活動場所）

第3条 薬剤師班は、避難所、医薬品等の集積場所、その他甲が指定する場所において、医療救護活動を行う。

（薬剤師班の業務）

第4条 薬剤師班の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 医薬品等の供給
- (2) 医薬品等の服薬指導及び医薬品等に関する相談業務
- (3) 医薬品等の保管・管理

（指揮命令及び連絡調整）

第5条 乙が派遣する薬剤師班の医療救護活動に係る指揮命令及び連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医薬品等の供給）

第6条 医療救護活動に必要な医薬品等は、甲の要請に基づき乙が調達する。

2 甲が要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙において措置可能な品目及び数量とする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生用品
- (3) その他甲が指定するもの

（活動記録及び報告）

第7条 薬剤師班の班長は、医療救護活動に係る記録を行うとともに甲及び乙に報告する。

(費用の負担)

第8条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動で要した次の費用は、甲が負担する。

なお、第2号に定める医薬品等の対価は、災害発生前の適正な価格とする。

(1) 薬剤師班の派遣に要する実費弁償

(2) 第6条に定める医薬品等の対価

(業務災害報告)

第9条 乙又は薬剤師班の班長は、薬剤師班の班員に業務災害が発生したときは、甲に報告する。

(損害補償)

第10条 甲の要請により乙が派遣した薬剤師班の医療救護活動に係る業務災害に対しては、災害救助法適用時は災害救助法の規定により、それ以外の場合は豊川市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年豊川市条例31号)の規定に準じて補償する。

(細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期限満了の1箇月前までに、甲又は乙からの申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年 4月23日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市萩山町3丁目77-1
豊川薬剤師会
会長 寺 部 重 人

12-2-10-1 災害時における医療救護活動に関する実施細目

豊川市（以下「甲」という。）と豊川薬剤師会（以下「乙」という。）とは、平成24年4月23日付けで締結した災害時における医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第11条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（薬剤師班の派遣等の要請）

第1条 協定第2条及び第6条の規定による薬剤師への派遣要請等は、災害時薬剤師班派遣等要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の通信方法により行うことができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定により要請した場合は、乙に対し、速やかに災害時薬剤師班派遣等要請書を交付するものとする。

3 甲は、薬剤師の派遣等の要請に際し、次の事項を乙に伝達するものとする。

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣を要請する人数
- (4) 医薬品等の品名等
- (5) その他必要な事項

（薬剤師班の編成）

第2条 乙は、甲からの派遣等の要請を受けた場合は、速やかに派遣等ができるように必要な体制を整えるものとする。

（費用の請求）

第3条 協定第8条に規定する費用等の請求については、派遣終了後速やかに費用弁償等請求書（様式第2号）により行うものとする。

（災害の報告）

第4条 協定第9条に規定する業務災害の報告については、業務災害報告書（様式第3号）により行うものとする。

（損害保証金の請求）

第5条 協定第10条に規定する損害補償を受けようとする者は、扶助金支給申請書（様式第4号）により甲に申請するものとする。

附 則

この細目は、平成24年4月23日から施行する。

平成24年4月23日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市萩山町3丁目77-7

豊川薬剤師会

会長 寺 部 重 人

様式第1号（第1条関係）

災害時薬剤師班派遣等要請書

平成 年 月 日

豊川薬剤師会

会長 様

豊川市長



下記のとおり薬剤師班の派遣等を要請します。

記

災害発生日時						
災害発生場所						
災害の原因・状況						
派遣人数						
医 薬 品 等	品名	規格	数量(単位)	引渡日時	引渡場所	確認
備考						

様式第2号（第3条関係）

費用弁償等請求書

平成 年 月 日

豊川市長 殿

請求者 ⑩

災害時における医療救護活動に関する協定第8条の規定により、費用弁償等として、下記の金額を請求します。

記

以上

請求金額 円

従事した業務	
従事した場所	
従事した期間	平成 年 月 日から 日間 平成 年 月 日まで

添付書類

算出明細書

様式第3号（第4条関係）

業 務 災 害 報 告 書

平成 年 月 日

豊 川 市 長 殿

豊川薬剤師会長

⑩

薬剤師班として救護業務に従事した者に、別紙のとおり事故傷病者が発生しましたので報告します。

扶 助 金 支 給 申 請 書

平成 年 月 日

豊 川 市 長 殿

住所
氏名

印

災害時における医療救護活動に関する協定第10条の規定による損害補償として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

申請金額 円

従事者又は協力者	住 所		職 業	
	氏 名		生年月日	
<input type="checkbox"/> 療養 <input type="checkbox"/> 休業 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 遺族 <input type="checkbox"/> 葬祭 <input type="checkbox"/> 打切				
従事又は協力していた救護活動				
事故発生の日時及び場所				
事故発生の原因及び状況				
傷病名、傷病の程度及び身体の状況				
療養又は休業を要する見込期間				

添付書類

算出明細書

12-2-1 災害時における応急対策業務に関する協定書（豊川造園建設協同組合）

豊川市（以下「甲」という。）と豊川造園建設協同組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合における応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策業務のため、労力及び資機材（以下「労力等」という。）を必要とするときは、乙に対して、労力等の提供を要請するものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 道路における倒木等の障害物の除去
- (2) その他甲が必要と認める業務

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条の要請をするときは、応急対策業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に交付する方法により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により又は直接乙の加入組員（以下「組員」という。）に対して要請し、その後、速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（乙の措置）

第4条 乙は、第1条の規定により要請を受けたときは、組員に対して労力等の提供について指示し、積極的に応急対策業務を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

第5条 乙は、甲から要請を受けた応急対策業務を行ったときは、応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（資機材等の報告）

第6条 乙は、組員の連絡先等を記載した名簿及び組員の所有する資機材一覧（様式第3号）を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき、又は資機材等の現状について甲から求めがあったときは、遅滞なくその資料を甲に提出しなければならない。

（費用の負担）

第7条 乙が応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項により甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準として算定した額の範囲内で、乙又は組員からの請求に基づいて支払うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成20年10月8日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市為当町椎木257番地
豊川造園建設協同組合
組合長 市 川 幸 宏

様式第1号（第3条関係）

応急対策業務要請書

年 月 日

豊川造園建設協同組合長 殿

豊川市長

災害時における応急対策業務に関する協定書第3条に基づき下記のとおり応急対策業務を要請します。

記

連絡責任者	課 係 氏名 電話 ー
連絡先	ア 組合長 イ 組合員 電話 ー
施行場所	
災害の状況	
施行内容	
その他	

様式第2号（第5条関係）

応急対策業務報告書

年 月 日

豊川市長 殿

豊川造園建設協同組合長

災害時における応急対策業務に関する協定書第5条に基づき下記のとおり応急対策業務を報告します。

記

連絡者	ア 組合長 イ 組合員 電話 ー
施行場所	
災害の状況	
施行内容	
業務に従事した 人員、車両、 資機材等	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	

組合員名及び所有資機材一覧

組合員名 (事業所名)	住 所	代表者名	緊急連絡先	所有資機材・数量

※ 所有資機材・数量はトラック、クレーン、パッカー車等の数量を記入してください。

造園業組合員名簿

平成23年4月1日現在

組合員名（事業所名）	住所	代表者名	電話番号
(株)市川造園	為当町椎木257	市川 雅之	0533-76-2431
(有)栄花園	豊川町伊呂通46-2	石黒 榮一	0533-86-5769
(有)岡本環境造園	為当町椎木259	市川 勝久	0533-77-1217
(有)中村造園	御津町上佐脇屋敷51	中村 孝司	0533-75-2019
(有)井澤造園	国府町流霞94	井澤 和夫	0533-75-5001
(有)片岡造園	御油町井ノ口37	片岡 清一	0533-87-3964

12-2-12 災害時における歯科医療救護活動に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と社団法人豊川歯科医師会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合における歯科医療救護活動（以下「救護活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊川市地域防災計画に基づき甲が乙の協力を得て行う災害応急対策活動を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、救護活動を行う必要が生じたときは、乙に対して、歯科医療救護班（以下「救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

（救護活動の内容）

第3条 この協定により甲が乙に要請する救護活動は、次のとおりとする。

- (1) 歯科治療を要する傷病者への診断及び応急処置
- (2) 顎、顔面及び口腔領域の外傷の応急処置
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請の方法）

第4条 甲は、第2条の要請をするときは、歯科医療救護活動要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に交付する方法により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により要請し、その後、速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（乙の措置）

第5条 乙は、第2条の規定により要請を受けたときは、速やかに救護班を派遣し、積極的に救護活動を行うものとする。

2 乙は、災害の事態が急迫し、甲による第2条の要請を待つことができないと認めるときは、同条の要請を待たないで救護班を派遣することができるものとし、この場合は、その状況を直ちに甲に報告し、その後の措置に関して甲の指示を受けるものとする。

（救護活動の報告）

第6条 乙は、前条に基づく救護活動を行ったときは、歯科医療救護活動報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（業務災害の報告）

第7条 乙は、救護班員が救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、業務災害報告書（様式第3号）により速やかに甲に報告するものとする。

（歯科医薬品等の調達）

第8条 乙が派遣する救護班が使用する歯科医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が調達するものとする。

2 乙は、前項の携行に対応するため、歯科医薬品等の確保に努めるものとする。

（費用の負担等）

第9条 甲は、乙が実施した救護活動に関して、次に掲げる費用を負担するものとする。

- (1) 救護班の派遣及び救護活動に要した費用
- (2) 救護班が携行した歯科医薬品等を使用した場合の歯科医薬品等の実費
- (3) 救護班員が救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

2 前項の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じて計算するものとする。

3 乙は、第1項の費用を請求しようとするときは、同項第1号又は第2号に掲げる費用にあつては費用弁償等請求書（様式第4号）により、同項第3号に掲げる費用にあつては扶助金支給申請書（様式第5号）によるものとする。

（医事紛争に対する措置）

第10条 救護班の救護活動に関し、傷病者との間に医事紛争が発生したときは、乙は、医事紛争報告書（様式第6号）により直ちに甲に報告するものとする。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、その内容を調査し、乙と協議のうえ、適切な措置を講ずるものとする。

（災害救助法との関係）

第11条 救護活動に係る災害が、災害救助法による指定を受けた場合は、乙は、同法の規定に基づく救助として当該救護活動を実施するものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。
平成21年 2月26日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市諏訪3丁目242番地3
社団法人 豊川歯科医師会
会長 星 野 周 二

様式第1号（第4条関係）

歯科医療救護活動要請書

年 月 日

社団法人 豊川歯科医師会 殿

豊川市長 氏 名 印

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第2条に基づき歯科医療救護活動を要請します。

記

災害名	
-----	--

活動場所	(別図参照)
活動期間	
活動内容	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第3条に規定する活動
その他	

活動場所	(別図参照)
活動期間	
活動内容	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第3条に規定する活動
その他	

活動場所	(別図参照)
活動期間	
活動内容	災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第3条に規定する活動
その他	

様式第2号（第6条関係）

歯科医療救護活動報告書

年 月 日

豊川市長 殿

社団法人 豊川歯科医師会 会長 氏 名 ⑩

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第6条に基づき報告します。

記

班 名	班長名	活動場所	対象人員	
			応急処置	その他
備考				

※ 別紙1及び別紙2を添付すること

様式第3号（第7条関係）

業務災害報告書

年 月 日

豊川市長 殿

社団法人 豊川歯科医師会 会長 氏 名 ⑩

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第7条に基づき報告します。

記

氏名	性別 男・女	生年月日 年 月 日	住所
職種	所属医療機関・団体名		
傷病名	程度 死亡・重症・中等症・軽症	転帰	
外来・入院(月 日)	診療(入院)医療機関名		
受傷(発病)日時 年 月 日() 時 分			
受傷(発病)場所			
受傷(発病)時の状況			

様式第4号（第9条関係）

費用弁償等請求書

年 月 日

豊川市長 殿

社団法人 豊川歯科医師会 会長 氏 名 ⑩

災害時における歯科医療救護に関する協定書の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。

記

請求金額 円

従事した業務	
従事した場所	
従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

添付書類（算出明細書）

様式第5号（第9条関係）

〔療養 休業 障害〕 扶助金支給申請書
〔遺族 葬祭 打切〕

年 月 日

豊川市長 殿

住所

氏名

㊞

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。

記

申請金額

円

従事者又は協力者	住所				生年月日	
	氏名				職業	
従事又は協力していた業務						
事故発生の日時及び場所						
事故発生の原因及び状況						
傷病名、程度及び身体の状況						
療養又は休業を要する見込期間						
本人死亡の場合の扶助金受け取り順位	氏名	本人との続柄	生年月日	職業	備考	

様式第6号（第10条関係）

医事紛争報告書

年 月 日

豊川市長 殿

社団法人 豊川歯科医師会 会長 氏 名 ⑩

災害時における歯科医療救護活動に関する協定書第10条に基づき報告します。

班名		班長名		活動場所	
当 事 者					
氏名		住所		電話番号	
相 手 方					
氏名		住所			
生年月日		職業		電話番号	
紛争の内容(発生日時、場所、状況、経過等)					

(別紙1)

歯科医療救護班日報

年 月 日

班 名					
班員氏名	歯科医師				
	歯科衛生士等				
	事務局				
活動場所					
傷病者住所	傷病者氏名	性別	傷病名	応急処置概要	備考

※ 様式第2号に添付すること。

12-2-13 災害時における応急対策業務に関する協定書（豊川陸運協会）

豊川市（以下「甲」という。）と豊川陸運協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合における応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策業務のため、物資の輸送等を必要とするときは、乙に対して、物資の輸送等を要請するものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 甲が指定する場所への飲料水、生活必需品等の輸送
- (2) その他甲が必要と認める業務

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条の要請をするときは、応急対策業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に交付する方法により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により又は直接乙の加入協会員（以下「協会員」という。）に対して要請し、その後、速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（乙の措置）

第4条 乙は、第1条の規定により要請を受けたときは、協力可能な協会員に対して物資の輸送等を指示し、積極的に応急対策業務を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

第5条 乙は、甲から要請を受けた応急対策業務を行ったときは、応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（情報の提供）

第6条 乙は、協会員の連絡先等を記載した協会員名簿及び所有車両一覧（様式第3号）を作成し、甲に提出するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときは、遅滞なくその資料を甲に提出しなければならない。

（輸送の緊急措置）

第7条 一般車両の交通規制等の事情により乙の輸送が困難なときは、甲において必要な措置を講じるものとする。

（費用の負担）

第8条 乙が応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項により甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準として算定した額の範囲内で、乙又は協会員からの請求に基づいて支払うものとする。

（損害賠償等）

第9条 応急対策業務中、乙の所有する車両等が破損したときは、甲がその損害を負担する。ただし、保険金などその損害を補填するものがあるときは、これを控除し、損害を負担するものとする。

2 応急対策業務中、乙が第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担する。ただし、保険金などその損害を補填するものがあるときは、これを控除し、損害を負担するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、その損害の発生が乙の故意又は重大な過失によるときは、乙の負担とする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成21年11月18日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市豊が丘町210番地
豊川陸運協会
会長 米 花 立 美

応急対策業務要請書

年 月 日

豊川陸運協会長 殿

豊川市長

災害時における応急対策業務に関する協定書第3条に基づき下記のとおり応急対策業務を要請します。

記

要請番号	— (要請元課名) (要請元課内の通し番号)
連絡責任者	課 係 氏名 電話 —
連絡先	<input type="checkbox"/> 協会長 <input type="checkbox"/> 協会員(事業所名) 担当者氏名 電話 —
いつ	年 月 日
なにを	
どれだけ	
どこから	
どこまで	
備考	

※輸送業務に携わるときは、この要請書の写しを携行してください。

豊川陸運協会使用欄

この要請は次の事業所が担当します	事業所名	措置台数
	担当者 電話 —	

応急対策業務報告書

年 月 日

豊川市長 殿

豊川陸運協会長

災害時における応急対策業務に関する協定書第5条に基づき下記のとおり応急対策業務を報告します。

記

年 月 日措置分

要請番号	なにを	どれだけ	どこから	どこまで	事業所名	車種	輸送距離	備考
—							km	
—							km	
—							km	
—							km	
—							km	
—							km	
—							km	
—							km	

協会員名簿及び所有車両一覧

協会員名 (事業所名)	住 所	代表者名	緊急連絡先	乗務員数	所有車両(t)・台数
					t 積 台 <input type="checkbox"/> t 積 台 <input type="checkbox"/> t 積 台 <input type="checkbox"/>
					t 積 台 <input type="checkbox"/> t 積 台 <input type="checkbox"/> t 積 台 <input type="checkbox"/>
					t 積 台 <input type="checkbox"/> t 積 台 <input type="checkbox"/> t 積 台 <input type="checkbox"/>
					t 積 台 <input type="checkbox"/> t 積 台 <input type="checkbox"/> t 積 台 <input type="checkbox"/>
					t 積 台 <input type="checkbox"/> t 積 台 <input type="checkbox"/> t 積 台 <input type="checkbox"/>

※1 「所有車両 (t)・台数」は、最大積載量4トン以下の車両について記入してください。

※2 パネルバン、幌付き車、ライトバン等、雨天時の輸送が可能な車両の場合は、□にチェックを記入してください。

記入例

2 t 積	パネルバン	3 台	<input checked="" type="checkbox"/>
-------	-------	-----	-------------------------------------

12-2-14 災害時における公共施設の応急復旧に関する協定書

豊川市(以下「甲」という。)と株式会社熊谷組(以下「乙」という。)とは、地震その他の災害により公共施設が被災した場合(以下「災害時」という。)における応急対策実施の協力について、次のとおり協定する。

(協力要請)

第1条 甲は、災害時における応急対策の実施について協力が必要と認めるときは、乙に対し要請するものとする。

2 乙は、甲より前項の規定による協力要請を受けたときは、他の業務に優先して協力するものとする。

(応急対策の範囲)

第2条 前条第1項の規定により甲が乙に協力要請を行う応急対策は、次に掲げる業務とする。

- (1) 被災した公共施設の復旧工事
- (2) 復旧工事を行うための調査
- (3) 復旧工事に必要な人員・機材の確保
- (4) 前3号に掲げる業務のほか、甲乙間で協議し、必要と認められる業務

(要請の方法)

第3条 甲は第1条第1項の規定により乙に対し応急対策の協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法によることができる。この場合において、甲は、当該緊急状態が止んだ後、速やかに前記文書を乙に提出するものとする。

(報告)

第4条 乙は、甲より要請された応急対策を完了したときは、その旨を書面により甲に報告し、その検査を受けるものとする。

(費用の負担)

第5条 乙が甲より要請された応急対策に要した費用は、甲の負担とする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定成立の日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除をしない限り、その効力を持続する。

この協定の成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成21年12月2日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 名古屋市中区栄4丁目3番26号

株式会社 熊谷組 名古屋支店

常務執行役員支店長 武 藤 隆 夫

豊川市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合における応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策業務のため、食品の給与を必要とするときは、乙に対して、その提供を要請するものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 食品の製造
- (2) 甲が指定した場所への前号食品の配達
- (3) その他甲が必要と認める業務

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条の要請をするときは、応急対策業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に交付する方法により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により又は直接乙に対して要請し、その後、速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（乙の措置）

第4条 乙は、第1条の規定により要請を受けたときは、応援可能な範囲で積極的に応急対策業務を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

第5条 乙は、甲から要請を受けた応急対策業務を行ったときは、応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

2 前項により甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じて計算した額の範囲内で、乙からの請求に基づいて支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年 1月19日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 所在地 豊川市大橋町3丁目19番地
名 称 株式会社アイチフード
代表取締役 田 中 順 一

所在地 豊川市光明町2丁目18-1
名 称 有限会社伊藤給食
代表取締役 伊 藤 盛 昌

所在地 名古屋市千種区小松町7丁目39番地
名 称 メーカー株式会社
代表取締役 山 本 裕 康

給食

様式第1号（第3条関係）

応急対策業務要請書

年 月 日

殿

豊川市長

災害時における応急対策業務に関する協定書第3条に基づき下記のとおり応急対策業務を要請します。

記

1 食品

要請番号	—
要請元責任者	課 係 氏名
要請先	事業所名 担当者 電話 —
提供を要請する食品	年 月 日()の朝・昼・夕食として <input type="checkbox"/> 折詰弁当 <input type="checkbox"/> おにぎり <input type="checkbox"/> その他() を 食 (1食あたりの単価は 円)
備考	

2 配達

配 達 先	食 数
	食
	食
	食
	食
	食
備考	<input type="checkbox"/> 別紙添付

※ 配達をするときは、この要請書の写しを携行してください。

給食

様式第2号（第5条関係）

応急対策業務報告書

年 月 日

豊川市長 殿

災害時における応急対策業務に関する協定書第5条に基づき下記のとおり応急対策業務を報告します。

記

1 食品

要請番号	—
応急対策業務 実施者	事業所名 担当者 電話 —
提供した食品	年 月 日()の朝・昼・夕食として <input type="checkbox"/> 折詰弁当 <input type="checkbox"/> おにぎり <input type="checkbox"/> その他() を 食（1食あたりの単価は 円）
備考	

2 配達

配達先	食数
	食
	食
	食
	食
	食
備考	<input type="checkbox"/> 別紙添付

豊川市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合における応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、災害時における応急対策業務のため、食品の給与を必要とするときは、乙に対して、その提供を要請するものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 この協定により甲が乙に要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 食品の製造
- (2) その他甲が必要と認める業務

（要請の方法）

第3条 甲は、第1条の要請をするときは、応急対策業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に交付する方法により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等により又は直接乙に対して要請し、その後、速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（乙の措置）

第4条 乙は、第1条の規定により要請を受けたときは、応援可能な範囲で積極的に応急対策業務を行うものとする。

（応急対策業務の報告）

第5条 乙は、甲から要請を受けた応急対策業務を行ったときは、応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が応急対策業務に要した費用は、甲が負担する。

- 2 前項により甲が負担する額は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じて計算した額の範囲内で、乙からの請求に基づいて支払うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

（疑義等の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年 1月19日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 所在地 豊川市穂ノ原3丁目2番7
名 称 株式会社日本デリカフレッシュ
豊川工場工場長 新 井 章 正

所在地 豊川市穂ノ原3丁目2番7
名 称 株式会社日本フーズデリカ
名古屋東工場工場長 木 場 紀 隆

様式第1号 (第3条関係)

応急対策業務要請書

年 月 日

殿

豊川市長

災害時における応急対策業務に関する協定書第3条に基づき下記のとおり応急対策業務を要請します。

記

食品

要請番号	—
要請元責任者	課 係 氏名
要請先	事業所名 担当者 電話 —
提供を要請する食品	年 月 日()の 朝・昼・夕 食として <input type="checkbox"/> 折詰弁当 <input type="checkbox"/> おにぎり <input type="checkbox"/> その他() を 食、 時ごろまでに提供してください。 1食あたりの単価は 円とします。
備考	

様式第2号 (第5条関係)

応急対策業務報告書

年 月 日

豊川市長 殿

災害時における応急対策業務に関する協定書第5条に基づき下記のとおり応急対策業務を報告します。

記

食品 年 月 日措置分

応急対策業務 実施者	事業所名 担当者 電話 ー
提供した食品	朝・昼・夕 食として
要請番号	<input type="checkbox"/> 折詰弁当 <input type="checkbox"/> おにぎり <input type="checkbox"/> その他() を 食提供しました。
ー	1食あたりの単価は 円です。
提供した食品	朝・昼・夕 食として
要請番号	<input type="checkbox"/> 折詰弁当 <input type="checkbox"/> おにぎり <input type="checkbox"/> その他() を 食提供しました。
ー	1食あたりの単価は 円です。
提供した食品	朝・昼・夕 食として
要請番号	<input type="checkbox"/> 折詰弁当 <input type="checkbox"/> おにぎり <input type="checkbox"/> その他() を 食提供しました。
ー	1食あたりの単価は 円です。
備 考	

12-2-16 災害時における電気設備等の応急対策の協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と豊川電気災害安全協力会（以下「乙」という。）は、災害時における公共施設の応急復旧の処置に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、災害により公共施設（甲が設置し、又は管理する建築物をいう。以下同じ。）が損壊し、若しくは滅失したとき又はこれらのおそれがあると認めるときは、乙に対して公共施設の応急復旧の処置を要請することができるものとする。

（応急対策業務の内容）

第2条 甲が乙に処置を要請する応急復旧は、次のとおりとする。

- (1) 電気設備等の機能の確保
- (2) 緊急を要する設備、資材等の調達及び輸送
- (3) その他甲が必要と認める応急復旧

（要請の方法）

第3条 甲が乙に対して行う第1条に規定する要請は、応急対策業務要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に交付する方法により行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話その他の通信方法により行うことができる。この場合において甲は、後に前記文書を速やかに乙に提供するものとする。

（処置状況の連絡等）

第4条 乙は、第1条の要請を受けたときは、乙の会員に対して指示し、その要請事項を実施するとともに、その処置の状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、甲により要請された処置が完了したときは、その旨を応急対策業務報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 費用の算出方法については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

（支払い手続き）

第6条 乙は、第4条第2項の報告後、甲に対してその費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その費用を速やかに支払うものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項については、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、協定成立の日から、その効力を有するのとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年11月22日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市大木町鍵水133-2
豊川電気災害安全協力会
会 長 浦 山 昇

様式第1号（第3条関係）

応急対策業務要請書

年 月 日

豊川電気災害安全協力会 殿

豊川市長

災害時における電気設備等の応急対策の協力に関する協定書第3条に基づき
下記のとおり応急対策業務を要請します。

記

連絡責任者	課 係 氏名 電話 ー
連絡先	ア 会 長 イ 会 員 電話 ー
施行場所	
災害の状況	
施行内容	
その他	

様式第2号（第4条関係）

応急対策業務報告書

年 月 日

豊川市長 殿

豊川電気災害安全協力会

災害時における電気設備等の応急対策の協力に関する協定書第4条に基づき
下記のとおり応急対策業務を報告します。

記

連絡者	ア 会長 イ 会員 電話 ー
施行場所	
災害の状況	
施行内容	
業務に従事した 人員、車両、 資機材等	
実施期間	年 月 日から 年 月 日まで
その他	

豊川電気災害安全協力会名簿

平成24年4月1日現在

役員名簿			
役職名	商号	氏名	TEL
会長	(株)アンデン	安田 守一	85-3121
副会長	(株)林電工	林 幹泰	86-5017
副会長	(株)清水電気商会	清水 佳司	88-2011
理事(会計)	明電工事(株)	山本 英老	85-0349
理事	アダチ電気(株)	足立 憲昭	85-2323
理事	浦山電設興業(有)	浦山 昇	93-3160
監事	伊藤電気(株)	伊藤 裕康	86-4236

会員名簿					
No.	商号	住所	代表者	TEL	FAX
1	愛光電気(株)	白鳥町五丁目 32-1	伊藤 一喜	88-7333	88-7330
2	アダチ電気(株)	牛久保町大手 33 番地	足立 憲昭	85-2323	89-0711
3	(株)アンデン	大崎町小林 115-4	安田 守一	85-3121	85-6008
4	伊藤電気(株)	桜町 2 丁目 7-5	伊藤 裕康	86-4236	85-5900
5	浦山電設興業(有)	大木町鍵水 133-2	浦山 昇	93-3160	93-7327
6	(株)小柳津電機	大木町新町通 364-5	小柳津定夫	93-7557	93-4347
7	衣浦電気工事(株) 東三河営業所	三蔵子町橋本 22-1	重田 克則	89-3025	89-3099
8	(株)清水電気商会	国府町流霞 87	清水 好男	88-2011	88-4763
9	(有)菅沼電機	諏訪西町 2-81-2	菅沼 修一	84-2326	83-0598
10	東海電工(株)	御津町西方下浜道 22-2	菅沼しげ子	75-5131	75-5132
11	東豊電設(株)	篠束町東宮 171-1	植田 精次	78-4556	78-4557
12	波多野電気(株)	御津町西方九策 31-7	波多野 哲	75-3178	75-3703
13	(株)林電工	桜木通 5-1	林 和久	86-5017	86-0807
14	豊和電機(株)	南大通 3-20	林 宏時	86-4395	86-4560
15	港電設(株)	小坂井町大堀 45-1	宮口 祐一	72-2261	72-2262
16	明電工事(株)	牧野町二丁目 91	山本 明	85-0349	83-0803
17	(株)山進電工	住吉町一丁目 35	山本 恵三	84-7550	84-8613
18	(有)ヤマグチ電設	御油町小山 41-2	山口 克之	88-7075	88-7079

12-2-17 災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する 協定書

豊川市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等の災害により要援護者が避難を必要とする場合に、甲が、乙に対し、福祉避難所としての施設又は設備（以下「施設等」という。）を使用することについて協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、障害者、介護を必要とする高齢者等のうち、災害時に甲が設置する指定避難所では生活に支障をきたす者で、避難生活に当たり何らかの特別な配慮を必要とするものをいう。

（施設等の使用の要請等）

第3条 甲は、要援護者のために次条に掲げる施設等を使用する必要が生じたときは、乙に協力を要請できるものとし、乙は、甲からの要請をできる限り受け入れるよう努めるものとする。

（施設等）

第4条 使用する施設等は、次のとおりとする。

別表1 施設等一覧表参照

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設等の使用について乙に協力を要請する場合は、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協力を要請できるものとし、その後、速やかに書面を乙に提出するものとする。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間
- (4) その他必要と認める事項

（要援護者の移送）

第6条 要援護者の福祉避難所への移送は、原則として当該要援護者の家族等又は甲が行うものとする。ただし、甲が協力を求めた場合は、乙は移送に協力するものとする。

（物資の支給及び介護支援者の確保）

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料、医薬材料等の必要な物資の支給に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう介護支援者の確保に努めるものとする。
(経費の負担)

第8条 甲の要請により、乙が要援護者に要した経費については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に準じて計算するものとする。
(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人数、介護支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれから別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年 3月25日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 所在地 豊川市千両町大堀63番地
名 称 社会福祉法人桃源堂福祉会
理事長 後 藤 有 三

所在地 名古屋市東区白壁1丁目50番地
名 称 社会福祉法人愛知県厚生事業団
理事長 小 島 通

所在地 豊川市西原町松葉10-16
名 称 社会福祉法人阿吽会
理事長 安 形 篤

所在地 豊川市三蔵子町北浦4

名 称 社会福祉法人明世会
理事長 大 石 明 宣

所在地 豊川市御津町赤根山田12番地
名 称 社会福祉法人寿宝会
理事長 長 木 輝 行

所在地 豊川市萩町上近久88番地
名 称 社会福祉法人順明会
理事長 大 塚 昌 明

所在地 豊川市宿町金山86番地
名 称 社会福祉法人宝会
理事長 石 原 英 夫

所在地 豊川市市田町大道下30番地の1
名 称 医療法人社団隆豊会
理事長 青 木 伸 弘

所在地 豊川市諏訪2丁目115番地
名 称 医療法人聖俊会
理事長 樋 口 俊 寛

所在地 豊川市国府町流霞103番地
名 称 医療法人信愛会
理事長 大 石 明 宣

所在地 豊川市平尾町諏訪下10番
名 称 社会福祉法人アパティア福祉会
理事長 桑 名 聰

所在地 豊川市足山田町年長1番地6
名 称 社会福祉法人年長福祉会
理事長 小 林 恭 子

別表1 施設等一覧表

施設名	施設の種類	定員	所在地
千両荘	介護老人福祉施設	100	千両町大堀 63
愛厚ホーム豊川苑	〃	100	平尾町諏訪下 73-1
穂の国荘	〃	80	西原町松葉 10-16
秋桜の里	〃	80	三蔵子町北浦 4
一晃	〃	80	御津町赤根山田 12
ジャルダン・リラ	〃	95	萩町上近久 88
あおい	〃	80	宿町金山 93
たんぼぼ	介護老人保健施設	93	野口町道下 31
ケアリゾートオリーブ	〃	100	平尾町諏訪下 101
おとわの杜	〃	100	赤坂町東山 12-1
愛厚希全の里	施設入所支援	200	一宮町上新切 33-267
シンシア豊川	施設入所支援	80	平尾町諏訪下 10
ホテルの郷	〃	48	足山田町年長 1-6

12-2-17(2) 災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する変更協定書

豊川市（以下「甲」という。）と社会福祉法人桃源堂福祉会（以下「乙」という。）は、平成23年3月25日付けで締結した災害時に福祉避難所として社会福祉施設等を使用することに関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（施設等の変更）

第1条 原協定第4条の「千両荘」を「ちぎり」に変更する。

（原協定の適用）

第2条 本協定に記載のない事項は、原協定に定めるところによる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市長 竹本幸夫

乙 豊川市篠田町四ツ家75番地1

社会福祉法人桃源堂福祉会
理事長 植山珠代

12-2-18 災害時の応急対策の協力に関する協定書

豊川市（以下「要請者」という。）と社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協力者」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合における応急対策業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、豊川市における応急対策について、要請者が協力者の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定めるものをいう。

2 その他前項と同程度の災害で要請者が協力者の協力を必要であると認めた場合。

（協力要請の窓口）

第3条 要請者及び協力者は、あらかじめ応急対策業務に関する連絡担当者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応急対策等の内容）

第4条 応急対策の内容は次のとおりとする。

- (1) 豊川市管理公共施設等の被災状況の調査
- (2) 豊川市管理公共施設被災等の応急対策及び災害復旧のための筆界点情報の収集若しくは復元
- (3) 登記・境界関係相談所の開設
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に必要な応急対策業務

（協力要請の方法）

第5条 要請者は、応急対策協力要請書（様式第1）により協力者に応援の要請を行う。

ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに応急対策協力要請書を提出するものとする。

（協力）

第6条 協力者は、要請者から要請を受けたときは、速やかに協力者の社員を動員するものとする。ただし、協力者の社員のみで対応できないときは、当時者双方協議のうえ、協力者と協定している中部ブロック各県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の社員を動員するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 協力者は、要請者から要請を受け応急対策業務を行ったときは、速やかに応急対策業務報告書（様式第2）により要請者に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 協力者が応急対策業務に要した費用は、要請者が負担するものとする。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正な価格を基準として算定した額の範囲内で当事者双方協議して定めるものとする。

(名簿等の提出)

第9条 協力者は、毎年1回次の書類を要請者に提出するものとする。

(1) 対策業務に関する協力者の組織図

(2) 対策業務に関する連絡担当者

(3) その他、必要と認められる書類

(資料の交換及び協議)

第10条 要請者及び協力者は、この協定に基づく応急対策業務が円滑に行えるよう、随時次の資料を交換すると共に必要に応じ協議を行うものとする。

(1) 地域防災計画

(2) 公共施設等の筆界管理に関する情報

(3) 要請者から協力者に対して発注された公共嘱託業務に伴う資料・情報

(4) その他、必要な事項

(有効期限)

第11条 この協定の有効期限は協定の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに、双方いずれからも別段の意思表示がないときは、更に1年間、同一条件で延長するものとし、以降も同様とする。

(疑義の決定)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、必要に応じて双方協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年8月9日

要請者 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

協力者 名古屋市中区葵一丁目27番32号

社団法人

愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 高 木 秀 夫

東三河統轄支所長
理 事 山 本 力

12-2-19 災害時における電気の保安に関する協定書

豊川市(以下「甲」という。)と財団法人中部電気保安協会岡崎支部(以下「乙」という。)は、豊川市に発生した地震、津波、風水害その他による災害時(以下「災害等」という。)における災害応急対策業務のうち電気の保安について次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧を図ることを目的とする。

(災害応急対策業務)

第2条 乙は、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気主任技術者業務の外部委託者として甲との委託契約を着実に履行するほか、同法の範疇で実施できる災害応急対策について甲の支援を行うものとする。なお、同法により電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備、乙以外で保安管理業務外部委託承認を受けている高圧供給設備及び特別高圧供給設備の災害復旧については、それぞれ電気事業法上の法的義務を負う者から要請があった場合について可能な限り協力するものとする。

2 乙は、避難所等で電気の安全使用について、甲の施設管理者に対して必要なアドバイスを行うものとする。

3 乙は、大規模災害が発生し、乙が出向する避難場所で生活用品が不足している場合には、乙が備蓄している中からこれを提供するものとする。

(防災訓練等)

第3条 乙は、甲が主催する(市民)総合防災訓練に積極的に参加するとともに、平時から大規模災害に備えた防災訓練、災害時の情報連絡ルートの確保、非常用資機材の整備及び電気の安全使用などの啓発活動を行うものとする。

(要請手続き)

第4条 甲は、乙に対して災害応急対策業務を要請するときは、日時、場所及び業務内容を文書で指定し、協力要請をするものとする。ただし、災害の状況が切迫し、文書による協力要請が出来ない場合は、口頭による協力要請ができるものとする。

(費用負担)

第5条 乙が実施する災害応急対策業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

(従事者の災害補償)

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施する災害応急対策活動により、乙の従業員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、乙において、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に基づき、これを補償するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第7条 甲の要請に基づき、乙が実施する災害応急対策活動により第三者に被害が生じた場合は、甲の求めにより甲と乙の双方が誠意を持って協議し、解決するものとする。

(防災体制の連絡)

第8条 乙は、乙の事業所の組織図及び連絡先を記載した書面を年1回、甲に提出するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、平成24年2月2日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲及び乙のいずれからも書面による異議の申し出のない場合は、この協定書は同一条件をもって有効期間満了後、1年間延長するものとし、以降この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に記載されていない事項については、甲及び乙が協議し解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年2月2日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 岡崎市竜美新町27

財団法人 中部電気保安協会

岡崎支部長 田 中 三千男

12-2-20 災害時における隊友会の協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会愛知県隊友会豊川支部会（以下「乙」という。）とは、豊川市において大規模な災害が発生し、又は発生のおそれがあると甲が認める場合（以下「災害時」という。）において、乙が社会貢献活動の一環として行う活動（以下「乙の協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における乙の協力に関し必要な事項等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「乙の協力」とは、次に掲げる活動を乙が可能な範囲で行うことをいう。

- (1) 乙の会員の在住する地域における被災状況その他の災害に関連する情報を収集し、当該情報を甲に報告すること。
- (2) 甲が応急対策業務として行う給水、食糧の供給、避難所の開設及び運営、生活必需物資等の整理及び輸送、がれきの撤去、清掃並びに防疫の補助を行うこと。
- (3) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務の補助を行うこと。

（乙の協力の要請等）

第3条 甲は、災害時において必要があると認めるときは、乙に乙の協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭により行うものとし、甲は、当該緊急が止んだときは、遅滞なく、文書により前項の要請をする旨を乙に通知するものとする。

3 甲は、乙の協力が不要となったと認めるときは、文書によりその旨を乙に通知するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、前条第1項の要請を受けて活動する乙の会員の安全の確保に十分配慮するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が乙の協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害補償）

第6条 乙の会員に第3条第1項の要請を受けてした活動により死亡する等の損害が生じたときは、甲は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、当該損害を補償するものとする。

（雑則）

第7条 甲及び乙は、常に災害時における連絡体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、乙の会員に当該会員が在住する地域の自主防災会が行う訓練に積極的参加するよう啓発するとともに、甲が実施する訓練等への参加の依頼があったときは、参加するよう努める。

(疑義の解決)

第8条 この協定に定めのない事項又は協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙の一方から特別の意思表示がないときは、有効期間満了の翌日から、更に1年間、この協定が更新されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年 9月24日

甲 豊川市
代表者 豊川市長 山脇 実

乙 公益社団法人 隊友会
愛知県隊友会豊川支部会
会 長 溝口 龍之介

12-2-21 災害時における支援協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）は、豊川市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において乙が行う協力に関し必要な事項等を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 乙は、次に掲げる協力事項を乙が可能な範囲で行うことができる。

- (1) 食糧及び飲料水その他の乙が用意することができる応急生活物資の供給
- (2) 甲及び乙が用意した応急生活物資の運搬
- (3) 啓発活動等の実施
- (4) 前号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項

2 前項第1号、第2号及び第4号に規定する協力事項は、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第3条 甲は、乙に対して応急生活物資の運搬の協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の規定について、乙の連合組織である生活協同組合連合会東海コープ事業連合及び日本生活協同組合連合会と連携し、要請のあった応急生活物資の運搬を実施することができるものとする。

（要請手続等）

第4条 甲の乙に対する要請は、甲が別に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭により行うものとし、甲は、当該緊急が止んだときは、遅滞なく、文書により要請をする旨を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとする。

（被災した他市町村への応援）

第5条 甲が、被災した他の市町村に対する応急生活物資の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り甲に協力するものとする。

（啓発活動等の実施）

第6条 乙は、災害時に備え、平素から地域住民に対して自らの人的資源や組織力を活用し、啓発活動や防災訓練等への参加協力を呼びかけるものとする。

2 乙は、甲と協議のうえ、甲が実施する啓発活動や防災訓練等に協力して取り組むこと

ができるものとする。

(生活物資の安定供給)

第7条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、事業の継続並びに早期再開及び生活物資の供給をもって生活物資の高騰等の防止を図るとともに市民生活の早期安定に寄与するよう努力し、甲はこれに協力するものとする。

(費用負担)

第8条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給した応急生活物資の対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(災害対策本部への派遣)

第9条 乙は、甲から要請があった場合、甲が設置する災害対策本部に職員を派遣することができるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙から文書をもって協定終了を通知しない限り、有効期間は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定の定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年12月20日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

代表者 豊川市長 山脇 実

乙 名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀25番地の1

生活協同組合コープあいち

理事長 夏目 有人

12-2-23 災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と

（以下「乙」という。）は、豊川市内において地震、風水害その他大規模な事故・事件等の発生により多数の死者が発生した場合（以下「災害時等」という。）における棺等葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時等に、次に掲げる業務について乙の協力の必要が生じた場合は、乙に対して協力を要請し、乙は、やむを得ない事由のない限り、甲に協力するものとする。

（1）次に掲げる棺等葬祭用品の供給及びそれに伴う作業等の役務の提供

- ①棺（納棺セット等付属品を含む。）
- ②ドライアイス及び防腐剤等遺体の安置に必要な用品
- ③骨つぼ及び骨箱
- ④納体袋
- ⑤その他甲が必要と認める用品

（2）遺体の搬送

（3）遺体安置施設等の提供

（4）その他甲が必要と認める業務

（要請手続）

第2条 甲は、前条の要請をするときは、災害時応援協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後、速やかに要請書を乙に交付するものとする。

（報告）

第3条 乙は、第1条各号に掲げる業務を実施したときは、災害時業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第4条 甲は、前条の規定による報告があった場合は、甲の要請した事項に相違ないことを確認のうえ、乙が行った第1条各号に掲げる業務に要した費用を甲が負担するものとする。

2 前項の規定により甲が負担する額は、災害発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定及び関係法令を参考にして、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（費用の請求）

第5条 乙は、前条の規定による費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

(費用の支払)

第6条 甲は、前条の規定に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

(災害時の情報提供)

第7条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第8条 乙は、協力業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 竹本幸夫

乙 所在地
名称
代表者氏名

協定締結者一覧	
株式会社 出雲殿	株式会社 トワーズ
株式会社 東海典礼	株式会社 ティア
ひまわり農業協同組合	株式会社 クロト
有限会社 たなか葬祭センター	株式会社 ベルコ三河
株式会社 富士通商	ビハーラ
有限会社 古橋葬具店	株式会社 ネクストライフ

12-2-24 災害時における消防・防災応援活動に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と自衛消防隊を有する事業所（以下「乙」という。）は、災害時における消防・防災に関する応援活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の区域内において大規模災害が発生し、甲のみでは十分な対応が困難な場合、乙が自己の保有する資機材等を活用して事業所周辺地域の消火、救急及び救助の活動を行うことにより、甲の区域内の被害の軽減を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模災害 大規模な地震、風水害、火災その他の救急救助活動が必要な災害をいう。
- (2) 自衛消防隊 消防法(昭和23年法律第186号)の規定により事業所に設置された自衛消防組織をいう。
- (3) 応援活動 乙の自衛消防隊が甲の応援の要請を受けて消火、救急及び救助のために事業所を出発し、活動を終えて事業所に帰着するまでのことをいう。

（応援の要請）

第3条 甲は、大規模災害が発生した場合において必要と認めるときは、乙に応援の要請をすることができる。

2 応援の要請は、次の事項を明らかにし行うものとする。

- (1) 災害等の発生場所
- (2) 応援を要請する場所
- (3) 災害の種別及び状況
- (4) 要請する人員数
- (5) 要請する機械器具、資機材等の種類及び数
- (6) その他必要な事項

3 甲は、乙に応援の要請をするときは、原則として、応援を要請する場所は乙の所在地から半径2キロメートル以内の地点を指定するものとする。ただし、甲が特に必要があると認めたときはこの限りでない。

（応援活動の指揮）

第4条 乙は、応援の要請を受け出動したときは、甲の現場指揮者の指示に従うものとする。

（応援活動の報告）

第5条 乙は、現場に到着したときは、甲の現場指揮者に対し口頭で、出動責任者の氏名、出動時間、出動者数、資機材の搬入の有無等について報告するものとする。

2 乙は、現場を引き揚げるときは、現場での自己の活動内容について、甲の現場指揮者に対し口頭で報告するものとする。

3 乙は、応援活動を終了した後遅滞なく、消防・防災応援活動記録報告書(様式第1号)を、

甲に提出するものとする。

(経費の負担等)

第6条 乙が応援活動に要した資機材の燃料、消耗品等の経費及び応援活動により損傷した機材の修繕

費等(以下「応援活動経費」という。)については、甲が負担するものとする。

2 応援活動経費の請求については乙が甲に対して書面により行うものとし、その支払は現物支給又は費用弁償によるものとする。

3 甲は、前項の請求があったときは、内容を確認し、速やかに支払わなければならない。

(損害の負担)

第7条 応援活動に伴い、乙が第三者に損害を与えたときは、原則として甲が賠償の責めを負うものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、応援活動により乙の自衛消防隊の隊員で出動した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、若しくは障害の状態となった場合又は応援活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、豊川市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年甲条例第31号)に定めるところにより、これを補償するものとする。

(連絡会議等)

第9条 甲及び乙は、この協定の効果を高めるため会議、研修等を行い、常に緊密な連携を図るものとする。

(連絡先の届出)

第10条 乙は、応援の要請時に要する連絡先を連絡先届(様式第2号)により、甲に届出なければならない。連絡先に変更が生じたときも同様とする。

(協定の期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙のいずれかからも更新をしない旨の申出がなかったときは、従前の協定と同一の条件で協定を更新したものとみなす。

(協議)

第12条 この協定について、疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙で協議するものとする。

この協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲及び乙の記名押印のうえ、各々1通を保有する。

平成26年3月28日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市一宮町上新切450番地
オーエスジー株式会社 大池工場
代表取締役社長 石 川 則 男

乙 豊川市白雲町2-17
オーエスジー株式会社 豊川工場
代表取締役社長 石 川 則 男

乙 豊川市伊奈町慶応23番地
カゴメ株式会社 小坂井工場
工場長 浅 川 敏 信

乙 豊川市美幸町1丁目26番地
株式会社 共栄社
代表取締役社長 林 雅 巳

乙 豊川市篠東町若宮53
株式会社サンビシ 本社工場
代表取締役社長 舘 山 宏 治

乙 豊川市東上町土橋80番地
津田工業株式会社 豊川工場
専務取締役豊川工場長 小 笠 原 節

乙 豊川市赤坂町平山1
株式会社東海理化電機製作所音羽工場
常務取締役音羽工場長 田 中 吉 弘

乙 豊川市穂ノ原3丁目30番地
トピー工業株式会社 豊川製造所
所長 渡 部 恒 夫

乙 豊川市御津町広石高坂15
株式会社成田製作所 御津工場
代表取締役社長 成 田 秀 一

- 乙 豊川市大木町新道100
株式会社UACJ銅管
代表取締役社長 池田 洋
- 乙 豊川市穂ノ原2丁目10番地
旭テック株式会社豊川事業所
事業所長 山崎 浩史
- 乙 豊川市穂ノ原三丁目1番
新東工業株式会社 豊川製作所
所長 久野 恒靖
- 乙 豊川市大木町小牧180番地1
新東工業株式会社 一宮事業所
所長 高林 良光
- 乙 豊川市大崎町門1番地1
新東工業株式会社 大崎事業所
所長 伊澤 守康
- 乙 豊川市穂ノ原二丁目20番地
日本車両製造株式会社豊川製作所
製作所長 可児 祐司

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震・風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがあり、防災対策又は応急対策の実施上、必要がある場合に、豊川市（以下「甲」という。）が、中部ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）にテレビ放送を依頼するときの手続きを定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生防止又は応急対策を実施する上で、市民に災害に関する情報を周知する手段として、乙に対しテレビ放送を依頼するものとする。

2 乙は、甲に対し前項のテレビ放送に必要な資料の提供を求めることができる。

(依頼の手段)

第3条 甲は、前条の依頼をするときは、災害時テレビ放送実施依頼書（別記様式。以下「依頼書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに依頼書を乙に交付するものとする。

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、テレビ放送事業者としての判断に基づき、形式、内容及び時刻を決定して放送するものとする。

(放送料)

第5条 テレビ放送に係る番組制作費及びテレビ放送料は、これを無償とする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置くものとする。なお、連絡責任者を置いた場合及び変更があった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

(協定期間)

第7条 この協定の有効期間は1年間とし、協定締結日から適用する。

2 この協定は、甲、乙それぞれに異議がない場合には、1年を単位として毎年自動的に継続するものとする。

(協定内容の変更)

第8条 この協定の内容を変更する必要がある場合は、変更しようとする日の3ヶ月前までに甲、乙相互に協議の上、決定するものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙それぞれが協議して定めるものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年7月1日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
豊川市長 山 脇 実

乙 豊川市末広通3丁目31の1
中部ケーブルネットワーク株式会社 豊川局
局 長 吉 野 修 司

12-2-28 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第1条第1号に定める災害時において、乙が第2条に定義される地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号の事項を目的とする。

- （1）甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づく市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- （2）甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（用語の定義）

第2条 この協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- （1）「住宅地図」とは、豊川市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- （2）「広域図」とは、豊川市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- （3）「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
- （4）「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードを意味するものとする。
- （5）「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

4 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

5 地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

(地図製品等の貸与及び保管)

第4条 乙は、前条第1項の規定により地図製品等を供給するもののほか、別途定める「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目(以下「細目」という。)により住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

2 甲は、前項の規定により貸与された住宅地図、広域図及びID等を、甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、貸与した住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給し、又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項の規定に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに細目に定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、甲は、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、平常時において、防災業務を目的として、防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、広域図を複製利用する場合は別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は別途定めるZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の3か月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年 1月23日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市

代表者 豊川市長 山脇 実

乙 名古屋市熱田区沢上2丁目1番32号
株式会社ゼンリン中部エリア統括部

部長 荒木 康博

12-2-29 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震、水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、豊川市内において、災害時に生じた災害廃棄物処理について、甲が乙に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 災害時に損壊し、又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物並びに災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ、粗大ごみ等をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時に、乙に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 甲が乙に対して行う協力要請は、次に掲げる事項を記載した災害時における災害廃棄物処理の協力要請書（様式第1号。以下「要請書」という。）を乙に提出することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

(情報提供等)

第4条 甲は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に豊川市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、乙の会員等における協力体制、情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。

3 乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両、資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(災害廃棄物処理の実施)

第5条 乙は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 乙は、災害廃棄物処理を実施したときは、次に掲げる事項を記載した災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書(様式第2号)により、甲に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両、資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき乙が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、甲が負担するものとし、その額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、甲又は乙いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成27年 7月22日

甲 豊川市諏訪一丁目1番地

豊川市

代表者 豊川市長 山脇 実

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号

第8フクマルビル5階

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

代表者 会長 永井 良一

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 様

豊川市長 山 脇 実 印

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり
災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物 処理の場所	
災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理の期間	
その他 必要な事項	

(担当 : 電話)

年 月 日

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

豊川市長

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会

会長

㊟

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第5条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物 処理を実施 した場所	
実施した 災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物処理 に従事した要 員、車両、 資機材等	
災害廃棄物 処理に従事 した期間	
その他 必要な事項	

(担当者 役職： 氏名： 電話)

12-2-30-1 コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と株式会社セブン・イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、豊川市内の救護体制強化のため、乙のコンビニエンスストア（乙の直営店舗又はフランチャイズ店舗をいう。以下「乙店舗」という。）へ自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置することに関し、次のとおり協定を締結する。

（AEDの設置）

第1条 甲は、乙店舗内の乙が指定する場所にAEDを設置するものとし、乙は、これに同意するものとする。

2 AEDを設置する個別の乙店舗については、甲乙別途協議して定めるものとし、乙は、AEDの設置に必要な乙店舗の建物所有者又はフランチャイジーとの調整を行うものとする。この場合において、乙店舗の建物所有者又はフランチャイジーの意向により、豊川市内の全ての乙店舗に設置できない場合があることを甲は予め承諾するものとする。

（設置の条件）

第2条 甲は、AEDの設置、保守、点検、備品、消耗品、撤去その他AEDに係る一切の費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、AEDの設置場所等の費用を負担しないものとする。

3 乙又は乙店舗は、乙店舗にAEDが設置されていることを市民へ周知するため、甲が指定するステッカーを当該乙店舗入口の外部から見やすい場所に掲示するものとする。

4 乙店舗は、乙店舗の周辺で傷病者が発生し、その場に居合わせた市民等が救命を目的としてAEDを借りに来たときは、当該乙店舗の設置場所から貸し出しをするものとする。この場合において、乙店舗は、AEDの取扱いの説明及び補助は行わないものとする。

5 乙及び乙店舗は、AEDの設置、保管及び利用者への設置場所の案内に関して一切の責任を負わないものとする。

（AEDの作動確認等）

第3条 甲は、定期的に乙店舗に設置したAEDの作動確認を行うものとする。

2 乙店舗は、AED本体のインジケータのランプ等の目視により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するものとする。この場合、AEDに異

常があると乙店舗が判断したときは、速やかに甲の指定するコールセンターへ連絡するものとし、甲は、当該AEDの修理その他必要な対応を行うものとする。

(AED取扱い講習)

第4条 甲は、乙又は乙店舗からAEDの取扱い講習の要望があったときは、必要に応じ、AEDの取扱いその他の救命講習の指導を行うものとする。

(AED使用後の措置)

第5条 乙店舗は、AEDが使用された場合、遅滞なく甲の指定するコールセンターへ連絡するものとする。

2 甲は、AEDが使用された場合、速やかにAEDの交換等の措置を行い、常にAEDが使用可能な状態を保持するものとする。

(市民への広報)

第6条 甲は、次に掲げる事項について、市民へ広報するものとする。

- (1) AEDが設置された乙店舗の所在地等に関すること。
- (2) 乙店舗は、AEDの設置、保管及び利用者への設置場所の案内業務のみを行い、乙店舗の従業員が現場へ出向くものではないこと。

(AEDの撤去)

第7条 乙又は乙店舗は、店舗の閉鎖、市外移転その他の事由でAED設置が継続困難となった場合、甲に対しAEDの撤去の要請を行う。

2 甲は、乙又は乙店舗の申出に基づき、AEDの撤去・回収の処置を速やかに行うものとする。なお、具体的なAED撤去手続・撤去日等は、甲及び乙又は乙店舗協議の上決定するものとする。

(協定の期間)

第8条 協定の期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了1月前までに甲又は乙から書面による異議の申し出がなければ更に1年間延長するものとし、その後においても、同様とする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成27年 4月16日

- 甲 豊川市諏訪1丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実
- 乙 豊川市蔵子六丁目13番13
セブン-イレブン豊川蔵子六丁目店
オーナー 宮 川 洋 一
- 乙 豊川市下野川町2-6-1
セブン-イレブン豊川下野川町店
原 田 満 雄
- 乙 豊川市千両町下西ノ谷64-1
セブン-イレブン豊川千両町店
竹 下 明 孝
- 乙 豊川市大崎町下金居場137-1
セブン-イレブン豊川大崎町店
竹 下 明 孝
- 乙 豊川市諏訪2丁目257-4
セブン-イレブン豊川諏訪2丁目店
堀 内 貞 雄
- 乙 豊川市末広通4丁目17番1
セブン-イレブン豊川末広通4丁目店
川 出 修 三

- 乙 豊川市豊が丘町76番地
セブン - イレブン豊川インター店
川 出 修 三
- 乙 豊川市東豊町5丁目25番
セブン - イレブン豊川東豊町店
川 出 修 三
- 乙 豊川市八幡町弥五郎3番
セブン - イレブン豊川八幡店
清 田 浩 人
- 乙 豊川市八幡町鐘鋳場280番
セブン - イレブン豊川八幡駅前店
松 井 伸 樹
- 乙 豊川市松久町1-3
セブン - イレブン豊川松久町店
松 井 伸 樹
- 乙 豊川市三蔵子町一里塚30-4
セブン - イレブン豊川三蔵子店
松 井 伸 樹
- 乙 豊川市桜町1丁目3番地の9
セブン - イレブン豊川桜町店
オーナー 石 川 肇
- 乙 豊川市当古町本郷106番地
セブン - イレブン豊川当古町店
白 井 利 昌
- 乙 豊川市白鳥町京次3-1
セブン - イレブン豊川白鳥町店
高 橋 和 穂

12-2-30-2 コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に係る基本協定書

豊川市（以下「甲」という。）、株式会社ローソン（以下「乙」という。）及びフランチャイズ契約者名（以下「丙」という。）は、豊川市内の応急救護体制の充実及び強化を図るため、丙の経営するローソン店（以下「店舗」という。）（所在地：愛知県豊川市 ）に自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置することに関し、次のとおり協定を締結する。

（AEDの設置）

第1条 甲は、市内の応急救護体制の充実及び強化を目的に、店舗内の乙が指定する場所にAEDを設置するものとし、乙及び丙はこれに同意するものとする。

（設置の要件）

第2条 AEDの設置、保守、点検、備品、消耗品、撤去等、AEDにかかる一切の費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、必要に応じて、AED設置に必要な、店舗の賃貸人との調整を行うものとする。

3 AEDを設置した店舗には、甲が指定するステッカーを店舗入り口の外部から見やすい場所に掲示して、店舗にAEDが設置されていることを市民へ周知するものとする。

4 丙及び店舗従業員は、店舗周辺で傷病者が発生し、その場に居合わせた市民等が救命を目的としてAEDを借りて来た場合は、AEDの設置場所及び収納ボックスからの取出し方法を市民に明示する。この場合において、丙及び店舗の従業員は、AEDの取扱い説明、補助及び使用を行わないものとする。

（責任の分担）

第3条 甲は、定期的に店舗に設置したAEDの作動確認を行うものとする。

2 丙は、AED本体のインジケータのランプ等の目視により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するものとする。この場合において、AEDに異常があると判断したときは、速やかに甲の指定するコールセンターへ連絡するものとし、甲は、当該AEDの修理その他必要な対応を行うものとする。

（AED取扱い講習）

第4条 甲は、乙又は丙から要望があったときは、必要に応じ、丙及び店舗の従業員に対してAEDの取扱いを含む救命講習を行うものとする。

（市民への広報）

第5条 甲は、この事業に係る市民への広報として、次の事項を周知するものとする。

（1）店舗の所在地等に関すること。

（2）店舗は、AEDの設置、保管及び利用者へ設置場所の案内業務のみを行い、店舗の従業員が現場へ出向くものではないこと。

（店舗の閉店）

第6条 店舗が閉店する場合、乙は、予め甲に連絡し、甲は、店舗に既設置のAEDを閉店日までに回収するものとする。

（協定の期間）

第7条 協定の期間は、協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了1か月前までに甲又は乙から書面による異議の申し出がなければ更に1年間延長するものとし、その後においても期間が満了した場合と同様とする。

(本協定書の終了)

第8条 原因の如何を問わず、乙と丙との間のフランチャイズ契約（以下「FC契約」という）が終了する場合、FC契約の終了日をもってこの協定書の効力は失効するものとする。

(責任の所在)

第9条 乙、丙又は店舗の従業員は、AEDの設置、保管及び利用者への設置場所の案内に関して一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名、押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成27年 4月16日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 愛知県名古屋市中区金山1-14-18

株式会社ローソン 運営本部 愛知・静岡運営部

運営統括 沖 博 之

丙 岡崎市洞町字鷹野14番地65

株式会社 千住実利

代表取締役 千 住 利 夫

ローソン音羽蒲郡インター店

丙 豊川市三蔵子町野添50番地の2

白 井 吉 和

ローソン豊川市田店

丙 豊川市中央通4丁目61番地

有限会社 杉浦酒店

代表取締役 杉 浦 敏 則

ローソン豊川伊奈店

丙 名古屋市緑区鳴海町字薬師山179番29

有限会社 HORIO project

代表取締役 堀 尾 勝 幸

ローソン豊川国府店

- 丙 豊川市御油町古御堂1番地
平松謙司
ローソン豊川篠田店
- 丙 豊橋市つつじが丘三丁目9番地1(2D)
彦坂義武
ローソン豊川市役所東店
- 丙 新城市富岡字萩平野3番地13
渡邊康芳
ローソン豊川新桜町店
- 丙 豊川市八幡町忍地168番地76
株式会社 プロGRESS
代表取締役 坂本直樹
ローソン豊川諏訪西店
- 丙 豊川市御油町炮六土33-118
大砂古久己
ローソン豊川千歳通店
- 丙 豊川市御油町古御堂1番地
平松謙司
ローソン豊川古宿店
- 丙 豊橋市下地町字神田100番地の3
佐々木克昌
ローソン豊川美和通店
- 丙 豊川市中条町鴻ノ巣57番地の2
井上博昭
ローソン豊川森店
- 丙 豊川市八幡町忍地168番地76
株式会社 プロGRESS
代表取締役 坂本直樹
ローソン豊川八幡北店
- 丙 豊川市八幡町忍地168番地76
株式会社 プロGRESS
代表取締役 坂本直樹
ローソン豊川市田河尻店

丙 東京都品川区大崎 1-11-2
株式会社 ローソンマート
代表取締役 河原成昭
ローソンストア100 豊川三蔵子店

丙 東京都品川区大崎 1-11-2
株式会社 ローソンマート
代表取締役 河原成昭
ローソンストア100 豊川南大通店

12-2-30-3 コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と株式会社サークルKサンクス（以下「乙」という。）とは、豊川市内の救護体制強化のため、乙のコンビニエンスストア（乙の直営店舗又はフランチャイズ店舗をいう。以下「乙店舗」という。）へ自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置することに関し、次のとおり協定を締結する。

（AEDの設置）

第1条 甲は、乙店舗内の乙が指定する場所にAEDを設置するものとし、乙は、これに同意するものとする。

2 AEDを設置する個別の乙店舗については、甲乙別途協議して定めるものとし、乙は、AEDの設置に必要な乙店舗の賃貸人又はフランチャイジーとの調整を行うものとする。この場合において、乙店舗の賃貸人又はフランチャイジーの意向により、豊川市内の全ての乙店舗にAEDが設置できない場合があることを甲は予め承諾するものとする。

（設置の条件）

第2条 甲は、AEDの設置、保守、撤去その他AEDに係る一切の費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、AEDの設置場所等の賃料その他これに類する金員を負担しないものとする。

3 乙又は乙店舗のフランチャイジー（以下「丙」という。）は、乙店舗にAEDが設置されていることを市民へ周知するため、甲が指定するステッカーを当該乙店舗入口の外部から見やすい場所に掲示するものとする。

4 乙又は丙は、乙店舗の周辺で傷病者が発生し、その場に居合わせた市民等が救命を目的としてAEDを借りに来たときは、当該乙店舗の設置場所から貸し出しをするものとする。この場合において、乙又は丙は、AEDの取扱いの説明及び補助は行わないものとする。

(AEDの作動確認等)

第3条 甲は、定期的に乙店舗に設置したAEDの作動確認を行うものとする。

2 乙又は丙は、AED本体のインジケータのランプ等の目視により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するものとする。この場合、AEDに異常があると乙又は丙が判断したときは、速やかに甲の指定するコールセンターへ連絡するものとし、甲は、当該AEDの修理その他必要な対応を行うものとする。

(AED取扱い講習)

第4条 甲は、乙又は丙からAEDの取扱い講習の要望があったときは、必要に応じ、AEDの取扱いその他の救命講習の指導を行うものとする。

(市民への広報)

第5条 甲は、次に掲げる事項について、市民へ広報するものとする。

- (1) AEDが設置された乙店舗の所在地等に関すること。
- (2) 乙又は丙は、AEDの設置、保管及び利用者への設置場所の案内業務のみを行い、乙又は丙が現場へ出向いたり、AEDの取扱いの説明及び補助を行うものではないこと。

(店舗の開店及び閉店)

第6条 新たに乙店舗が開店し、又は閉店する場合は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、新たに乙店舗が開店するときは、速やかに甲に連絡し、甲及び乙は、当該乙店舗にAEDの設置が可能かどうかを協議するものとする。
- (2) 乙は、AEDを設置している乙店舗が閉店するときは、速やかに甲に連絡し、甲は、設置済みのAEDを乙の指定する期日までに回収するものとする。

(協定の期間)

第7条 協定の期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了1月前までに甲又は乙から書面による異議の申し出がなければ更に1年間延長するものとし、その後においても、同様とする。

(責任の所在)

第8条 乙及び丙（乙店舗の従業員を含む。）は、AEDの設置、保管及び利用者への設置場所の案内に関して一切の責任を負わないものとする。

2 乙及び丙（乙店舗の従業員を含む。）は、設置中に生じたAEDの異常、市民等によるAEDの使用等から、甲又は第三者に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成27年 4月16日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 愛知県稲沢市天池五反田町1番地

株式会社サークルKサンクス

代表取締役 竹 内 修 一

12-2-30-4 コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、豊川市内の救護体制強化のため、乙のコンビニエンスストア（乙のフランチャイズ店舗又は直営店舗をいう。以下「乙店舗」という。）へ自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置することに関し、次のとおり協定を締結する。

（AEDの設置）

第1条 甲は、乙店舗内の乙が指定する場所にAEDを設置するものとし、乙は、これに同意するものとする。

2 AEDを設置する個別の乙店舗については、甲乙別途協議して定めるものとし、乙は、AEDの設置に必要な乙店舗の建物所有者又はフランチャイジーとの調整を行うものとする。この場合において、乙店舗の建物所有者又はフランチャイジーの意向により、豊川市内の全ての乙店舗に設置できない場合があることを甲は予め承諾するものとする。

（設置の条件）

第2条 甲は、AEDの設置、保守その他AEDに係る一切の費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、AEDの設置場所等の費用を負担しないものとする。

3 乙は、乙店舗にAEDが設置されていることを市民へ周知するため、甲が指定するステッカーを当該乙店舗入口の外部から見やすい場所に掲示するものとする。

4 乙は、乙店舗の周辺で傷病者が発生し、その場に居合わせた市民等が救命を目的としてAEDを借りに来たときは、当該乙店舗の設置場所から貸し出しをするものとする。この場合において、乙は、AEDの取扱いの説明及び補助は行わないものとする。

（AEDの作動確認等）

第3条 甲は、定期的に乙店舗に設置したAEDの作動確認を行うものとする。

2 乙は、AED本体のインジケータのランプ等の目視により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するものとする。この場合、AEDに異常があると乙が判断したときは、速やかに甲の指定するコールセンターへ連絡するものとし、甲は、当該AEDの修理その他必要な対応を行うものとする。

(A E D 取扱い講習)

第4条 甲は、乙からA E Dの取扱い講習の要望があったときは、必要に応じ、A E Dの取扱いその他の救命講習の指導を行うものとする。

(市民への広報)

第5条 甲は、次に掲げる事項について、市民へ広報するものとする。

- (1) A E Dが設置された乙店舗の所在地等に関する事。
- (2) 乙は、A E Dの設置、保管及び利用者への設置場所の案内業務のみを行い、乙店舗の従業員が現場へ出向くものではないこと。

(店舗の開店及び閉店)

第6条 新たに店舗が開店し、又は閉店する場合は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、新たに乙店舗が開店するときは、速やかに甲に連絡し、甲は、当該乙店舗にA E Dの設置が可能かどうかを確認するものとする。
- (2) 乙は、A E Dを設置している乙店舗が閉店するときは、速やかに甲に連絡し、甲は、設置済みのA E Dを回収するものとする。

(協定の期間)

第7条 協定の期間は、この協定の締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この期間満了1月前までに甲又は乙から書面による異議の申し出がなければ更に1年間延長するものとし、その後においても、同様とする。

(責任の所在)

第8条 乙(乙店舗の従業員を含む。)は、A E Dの設置、保管及び利用者への設置場所の案内に関して一切の責任を負わないものとする。

2 乙(乙店舗の従業員を含む。)は、設置中に生じたA E Dの異常、市民等によるA E Dの使用等から、甲又は第三者に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

(その他)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

平成27年 4月16日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号

株式会社 ファミリーマート

代表取締役社長 中 山 勇

12-2-30-5 コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）とサンクス東海株式会社（以下「乙」という。）とは、豊川市内の救護体制強化のため、乙のコンビニエンスストア（乙の直営店舗又はフランチャイズ店舗をいう。以下「乙店舗」という。）へ自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置することに関し、次のとおり協定を締結する。

（AEDの設置）

第1条 甲は、乙店舗内の乙が指定する場所にAEDを設置するものとし、乙は、これに同意するものとする。

2 AEDを設置する個別の乙店舗については、甲乙別途協議して定めるものとし、乙は、AEDの設置に必要な乙店舗の建物所有者又はフランチャイジーとの調整を行うものとする。この場合において、乙店舗の建物所有者又はフランチャイジーの意向により、豊川市内の全ての乙店舗に設置できない場合があることを甲は予め承諾するものとする。

（設置の条件）

第2条 甲は、AEDの設置、保守その他AEDに係る一切の費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、AEDの設置場所等の費用を負担しないものとする。

3 乙は、乙店舗にAEDが設置されていることを市民へ周知するため、甲が指定するステッカーを当該乙店舗入口の外部から見やすい場所に掲示するものとする。

4 乙は、乙店舗の周辺で傷病者が発生し、その場に居合わせた市民等が救命を目的としてAEDを借りに来たときは、当該乙店舗の設置場所から貸し出しをするものとする。この場合において、乙は、AEDの取扱いの説明及び補助は行わないものとする。

（AEDの作動確認等）

第3条 甲は、定期的に乙店舗に設置したAEDの作動確認を行うものとする。

2 乙は、AED本体のインジケータのランプ等の目視により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するものとする。この場合、AEDに異常があると乙が判断したときは、速やかに甲の指定するコールセンターへ連絡するものとし、甲は、当該AEDの修理その他必要な対応を行うものとする。

(A E D 取扱い講習)

第 4 条 甲は、乙から A E D の取扱い講習の要望があったときは、必要に応じ、A E D の取扱いその他の救命講習の指導を行うものとする。

(市民への広報)

第 5 条 甲は、次に掲げる事項について、市民へ広報するものとする。

- (1) A E D が設置された乙店舗の所在地等に関すること。
- (2) 乙は、A E D の設置、保管及び利用者への設置場所の案内業務のみを行い、乙店舗の従業員が現場へ出向くものではないこと。

(店舗の開店及び閉店)

第 6 条 新たに店舗が開店し、又は閉店する場合は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、新たに乙店舗が開店するときは、速やかに甲に連絡し、甲は、当該乙店舗に A E D の設置が可能かどうかを確認するものとする。
- (2) 乙は、A E D を設置している乙店舗が閉店するときは、速やかに甲に連絡し、甲は、設置済みの A E D を回収するものとする。

(協定の期間)

第 7 条 協定の期間は、この協定の締結の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この期間満了 1 月前までに甲又は乙から書面による異議の申し出がなければ更に 1 年間延長するものとし、その後においても、同様とする。

(その他)

第 8 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上、それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 2 7 年 4 月 1 6 日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 愛知県豊橋市花田町字石塚42番地の5

サンクス東海株式会社

代表取締役 小 嶋 民 子

12-2-30-6 コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）とミニストップ株式会社（以下「乙」という。）とは、豊川市内の救護体制強化のため、乙のコンビニエンスストア（乙の直営店舗又はフランチャイズ店舗をいう。以下「乙店舗」という。）へ自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置することに関し、次のとおり協定を締結する。

（AEDの設置）

第1条 甲は、乙店舗内の乙が指定する場所にAEDを設置するものとし、乙は、これに同意するものとする。

2 AEDを設置する個別の乙店舗については、甲乙別途協議して定めるものとし、乙は、AEDの設置に必要な乙店舗の建物所有者又はフランチャイジーとの調整を行うものとする。この場合において、乙店舗の建物所有者又はフランチャイジーの意向により、豊川市内の全ての乙店舗に設置できない場合があることを甲は予め承諾するものとする。

（設置の条件）

第2条 甲は、AEDの設置、保守その他AEDに係る一切の費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、AEDの設置場所等の費用を負担しないものとする。

3 乙は、乙店舗にAEDが設置されていることを市民へ周知するため、甲が指定するステッカーを当該乙店舗入口の外部から見やすい場所に掲示するものとする。

4 乙は、乙店舗の周辺で傷病者が発生し、その場に居合わせた市民等が救命を目的としてAEDを借りに来たときは、当該乙店舗の設置場所から貸し出しをするものとする。この場合において、乙は、AEDの取扱いの説明及び補助は行わないものとする。

（AEDの作動確認等）

第3条 甲は、定期的に乙店舗に設置したAEDの作動確認を行うものとする。

2 乙は、AED本体のインジケータのランプ等の目視により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するものとする。この場合、AEDに異常があると乙が判断したときは、速やかに甲の指定するコールセンターへ連絡するものとし、甲は、当該AEDの修理その他必要な対応を行うものとする。

(A E D 取扱い講習)

第 4 条 甲は、乙から A E D の取扱い講習の要望があったときは、必要に応じ、A E D の取扱いその他の救命講習の指導を行うものとする。

(責任の所在)

第 5 条 乙及び乙店舗(店舗従業員を含む)は、A E D の設置、保管及び利用者への受渡しに関して一切の責任を負わないものとする。

2 乙及び乙店舗(店舗従業員を含む)は、いかなる場合であっても、A E D 設置中に生じた A E D の異常又は市民による A E D の使用等により甲又は第三者に生じた損害について、何らの責任を負わないものとする。

(市民への広報)

第 6 条 甲は、次に掲げる事項について、市民へ広報するものとする。

(1) A E D が設置された乙店舗の所在地等に関すること。

(2) 乙は、A E D の設置、保管及び利用者への設置場所の案内業務のみを行い、乙店舗の従業員が現場へ出向くものではないこと。

(店舗の開店及び閉店)

第 7 条 新たに店舗が開店し、又は閉店する場合は、次のとおりとする。

(1) 乙は、新たに乙店舗が開店するときは、速やかに甲に連絡し、甲は、当該乙店舗に A E D の設置が可能かどうかを確認するものとする。

(2) 乙は、A E D を設置している乙店舗が閉店するときは、速やかに甲に連絡し、甲は、設置済みの A E D を回収するものとする。

(協定の期間)

第 8 条 協定の期間は、この協定の締結の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この期間満了 1 月前までに甲又は乙から書面による異議の申し出がなければ更に 1 年間延長するものとし、その後においても、同様とする。

(その他)

第 9 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上、それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 27 年 4 月 16 日

甲 豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地

ミニストップ株式会社

代表取締役社長 宮下 直行

12-2-30-7 コンビニエンスストアへの自動体外式除細動器設置に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と山崎製パン株式会社（以下「乙」という。）とは、豊川市内の救護体制強化のため、乙のコンビニエンスストア（乙の直営店舗又はフランチャイズ店舗をいう。以下「乙店舗」という。）へ自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置することに関し、次のとおり協定を締結する。

（AEDの設置）

第1条 甲は、乙店舗内の乙が指定する場所にAEDを設置するものとし、乙は、これに同意するものとする。

2 AEDを設置する個別の乙店舗については、甲乙別途協議して定めるものとし、乙は、AEDの設置に必要な乙店舗の建物所有者又はフランチャイジーとの調整を行うものとする。この場合において、乙店舗の建物所有者又はフランチャイジーの意向により、豊川市内の全ての乙店舗に設置できない場合があることを甲は予め承諾するものとする。

（設置の条件）

第2条 甲は、AEDの設置、保守その他AEDに係る一切の費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、AEDの設置場所等の費用を負担しないものとする。

3 乙は、乙店舗にAEDが設置されていることを市民へ周知するため、甲が指定するステッカーを当該乙店舗入口の外部から見やすい場所に掲示するものとする。

4 乙は、乙店舗の周辺で傷病者が発生し、その場に居合わせた市民等が救命を目的としてAEDを借りに来たときは、当該乙店舗の設置場所から貸し出しをするものとする。この場合において、乙は、AEDの取扱いの説明及び補助は行わないものとする。

（AEDの作動確認等）

第3条 甲は、定期的に乙店舗に設置したAEDの作動確認を行うものとする。

2 乙は、AED本体のインジケータのランプ等の目視により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認するものとする。この場合、AEDに異常があると乙が判断したときは、速やかに甲の指定するコールセンターへ連絡するものとし、甲は、当該AEDの修理その他必要な対応を行うものとする。

(A E D 取扱い講習)

第 4 条 甲は、乙から A E D の取扱い講習の要望があったときは、必要に応じ、A E D の取扱いその他の救命講習の指導を行うものとする。

(市民への広報)

第 5 条 甲は、次に掲げる事項について、市民へ広報するものとする。

- (1) A E D が設置された乙店舗の所在地等に関すること。
- (2) 乙は、A E D の設置、保管及び利用者への設置場所の案内業務のみを行い、乙店舗の従業員が現場へ出向くものではないこと。

(店舗の開店及び閉店)

第 6 条 新たに店舗が開店し、又は閉店する場合は、次のとおりとする。

- (1) 乙は、新たに乙店舗が開店するときは、速やかに甲に連絡し、甲は、当該乙店舗に A E D の設置が可能かどうかを確認するものとする。
- (2) 乙は、A E D を設置している乙店舗が閉店するときは、速やかに甲に連絡し、甲は、設置済みの A E D を回収するものとする。

(協定の期間)

第 7 条 協定の期間は、この協定の締結の日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、この期間満了 1 月前までに甲又は乙から書面による異議の申し出がなければ更に 1 年間延長するものとし、その後においても、同様とする。

(その他)

第 8 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、記名押印の上、それぞれ 1 通を保管するものとする。

平成 2 7 年 4 月 1 6 日

甲 豊川市諏訪1丁目1番地

豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

乙 千葉県市川市市川1丁目9番地2号

山崎製パン株式会社

デイリーヤマザキ事業統括本部

代表者 統括本部長 島 田 克 哉

12-2-31 災害時における畳の提供に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と「5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）は、豊川市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する、畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害時に、被災者の救援及び救助活動が円滑に実施されることを目的とする。

（災害時の協力依頼）

第2条 災害時において甲が畳を必要とするときは、甲は物資提供要請書（以下「要請書」という。）により乙に畳の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により乙に対して要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第3条 甲が乙に対して畳の提供を依頼した場合、乙は可能な範囲において、畳の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、協力して次の作業を行う。

- (1) 畳の調達
- (2) 避難所等までの畳の搬送
- (3) 利用後の畳の処理

3 乙は、畳を提供するときは、甲に物資提供報告書を提出するものとする。

（費用）

第4条 乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。

（情報の交換）

第5条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて連絡責任者確認書により相互報告するものとする。

2 甲及び乙は、連絡責任者確認書の内容に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(訓練への参加)

第7条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年 7月10日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

兵庫県神戸市兵庫区永沢町三丁目8番8号

乙 5日で5000枚の約束。

プロジェクト実行委員会

委員長 前 田 敏 康

《豊川市との連絡窓口》

乗本豊店

連絡責任者 乗 本 知 尚

豊川市東光町1-81

電話0533-86-6833

平成 年 月 日

5日5000枚の約束。

プロジェクト実行委員会 殿

豊川市長

物資提供要請書

「災害時における畳の提供等に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記のとおり物資の提供を要請します。

記

品 名	数量	納品希望場所	納品希望日時	備 考

(連絡担当者)

所 属

氏 名

住 所

電 話

F A X

平成 年 月 日

豊川市長 殿

5日5000枚の約束。
プロジェクト実行委員会

物資提供報告書

「災害時における畳の提供等に関する協定書」第3条第3項の規定に基づき、平成 年 月 日付けで要請を受けた件について、下記のとおり物資の提供をしたので報告します。

記

品 名	数量	納品場所	納品日時	備 考

(担当者)

物資納入者名

物資受取者名

1 2 - 2 - 3 2 災害発生時における災害復旧用オープンスペースの使用に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ 東海支社（以下「乙」という。）とは、地震等により大規模な災害が豊川市内で発生した場合における、災害復旧のための活動場所又は資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）の確保及び使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の所有する用地を乙が災害復旧用オープンスペースとして確保し、迅速かつ的確な復旧対策を構築することを目的とする。

（災害復旧用オープンスペース）

第2条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、別表1に掲げるとおりとする。

（使用要請）

第3条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用を必要とするときは、書面により使用の要請を行うものとする。ただし、緊急その他書面による使用の要請が困難と市長が認める場合は、口頭、電話、ファックスにより使用の要請をした後、速やかに当該書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による使用の要請があったときは、災害復旧用オープンスペースの使用を許可するものとする。ただし、甲の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、使用範囲、使用方法等について甲乙協議するものとする。

（原形復旧）

第4条 乙は、災害復旧用オープンスペースの施設又は設備を毀損したときは、乙の責務において原形復旧を行うものとする。

（用地の使用方法）

第5条 乙は、災害復旧用オープンスペースを使用する場合において、甲の許可を得て、当該オープンスペース内の既存施設を使用することができる。

2 乙は、災害復旧用オープンスペース内に災害復旧活動又は資機材置場のため事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等の設備を設置しようとするときは、甲と協議の上、自己の責任と負担において設置するものとする。

3 第1項の規定により災害復旧用オープンスペース内の既存施設を使用する場合における鍵の管理は、乙が行うものとする。この場合において、乙は、当該オープンスペースの使用を終了したときは、直ちに甲に鍵を返却しなければならない。

(原状回復)

第6条 乙は、災害復旧用オープンスペースの使用を終了したときは自己の責任及び負担において原状回復を行うものとし、前条第2項により設備を設置したときは自己の責任及び負担において撤去するものとする。

(使用料)

第7条 第1条の目的のために災害復旧用オープンスペースを使用する場合の使用料は、無料とする。

(連絡体制)

第8条 この協定に基づく災害時における甲と乙の連絡体制は、別表2のとおりとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年10月19日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

愛知県名古屋市東区東桜一丁目1番10号

乙 株式会社NTTドコモ 東海支社

執行役員東海支社長

別表 1 (第 2 条関係)

施設名称等	位置	面積	所管部署	備考
豊川公園の一部	豊川市諏訪 1 丁目、 諏訪 3 丁目及び金 屋西町 3 丁目地内	40,000 m ²	豊川市建設部公 園緑地課	広域避難場所
豊川市いこいの 広場の一部	豊川市江島町地内	17,700 m ²	国土交通省 管理者：豊川市 教育委員会 中部地方整備局 豊橋河川事務所	地区活動拠点避 難地
豊川市音羽運動 公園の一部	豊川市萩町口猿田	19,100 m ²	豊川市教育委員 会スポーツ課	地区活動拠点避 難地
御幸浜ゲートボ ール場の一部	豊川市御津町御幸 浜 1 号地内	8,000 m ²	豊川市建設部公 園緑地課	
南山グラウンド の一部	豊川市伊奈町南山 新田地内	20,295 m ²	豊川市建設部公 園緑地課	地区活動拠点避 難地

別表 2 (第 8 条関連)

	平常時 (非常時の体制前)		非常時の体制中
	平日 (平常時)	夜間休日	
豊川市	【防災対策課】 (TEL) 0533-89-2194 (NTT 回線 FAX) 0533-89-2655	【消防署】 (TEL) 0533-89-0119 (NTT 回線 FAX) 0533-89-9819	【防災対策課】 (TEL) 0533-89-2194 (NTT 回線 FAX) 0533-89-2655
NTT ドコモ 東海支社	【災害対策室】 (TEL) ① 代表電話 052-968-7938 ② 衛星携帯電話 090-2574-2742 ③ 社員携帯電話 別途周知 (FAX) 052-954-1527	(TEL) 社員携帯電話 別途周知	【災害対策室】 (TEL) ① 代表電話 052-968-7938 ② 衛星携帯電話 090-2574-2742 ③ 社員携帯電話 別途周知 (FAX) 052-954-1527

備考 この表において、平日 (平常時) とは、土・日曜日および祝祭日・年末年始 (12月29日～1月3日まで) を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分 (NTT ドコモは、9 時 30 分から 18 時 00 分) をいう。

1 2 - 2 - 3 3 災害時における帰宅困難者への救援物資の提供に関する覚書

豊川市（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における帰宅困難者への救援物資の提供について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害時における帰宅困難者への救援物資の提供に関する甲と乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害時 豊川市内及びその近接地において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれにより乙が運行する交通が運行停止又は途絶状態が継続し、豊川市内の交通に大きな混乱が生じた場合をいう。
- (2) 帰宅困難者 災害時において、自宅が遠距離にあること等により帰宅が困難となった者をいう。
- (3) 救援物資 ビスケット、飲料水、エマージェンシーシート等帰宅困難者を救援する物資として必要と認める物資

（防災倉庫の設置に関する協力）

第3条 甲は、乙と協議し、乙の所有する豊川駅の敷地内に防災倉庫を甲の負担により設置するものとする。

2 甲は、乙から防災倉庫の移設の要請を受けた場合は、速やかに甲の負担により、防災倉庫を移設するものとする。

3 甲は、防災倉庫に救援物資を常備させるものとし、防災倉庫について定期的に点検を行うとともに防災倉庫としての機能維持に努め、機能の低下を認めた場合には、速やかに防災倉庫修理を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

（救援物資の提供）

第4条 乙は、豊川市災害対策本部条例（昭和38年豊川市条例第10号）に規定する豊川市災害対策本部から帰宅困難者に対する救援物資の提供の要請があったときは、当該提供について協力する。ただし、乙が運行する交通が運行停止し、又は途絶状態が継続した等に起因して救援物資の提供が困難な場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により乙が救援物資の提供の協力を支障が生じたときは、甲は帰宅困難者への救援物資の提供を行うものとする。

3 乙は、第1項の要請がない場合において、乙が運行する交通が運行停止する等により帰宅困難者が発生したときは、乙の判断により帰宅困難者に救援物資を提供することができるものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲は、第4条第1項の要請を行うときは、救援物資提供要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

(救援物資提供の報告)

第6条 乙は、第4条第1項又は第3項の規定により救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(防災倉庫の鍵の取扱い)

第7条 甲は防災倉庫の鍵を乙に貸与するものとし、乙は鍵の預り証を発行するとともに善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(費用負担)

第8条 救援物資の補充費用及び賞味期限に伴う更新費用の負担は、甲が行うものとする。ただし、第4条第3項の規定により乙の都合で救援物資の提供が生じたときは、甲乙協議し決定するものとする。

2 乙が防災倉庫の鍵を紛失した場合の費用負担は、甲乙協議し決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この覚書は、締結の日から効力が発生するものとし、以後甲乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年12月24日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

名古屋市中村区名駅一丁目3番4号

乙 東海旅客鉄道株式会社

東海鉄道事業本部 管理部総務課

総務課長 濱 崎 修

様式第1号（第5条関係）

救 援 物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

東海旅客鉄道株式会社 様

豊川市長

次のとおり帰宅困難者に対する救援物資の提供を要請します。

救援物資提供品及び 救援物資提供数量	救援物資提供品名	救援物資提供数量
提供日時	年 月 日	
提供場所	東海旅客鉄道株式会社 豊川駅	
責任担当者		
応答者氏名		
その他		

様式第2号（第6条関係）

救 援 物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 様

東海旅客鉄道株式会社

次のとおり帰宅困難者に対する救援物資の提供を行ったことを報告します。

救援物資提供品及び 救援物資提供数量	救援物資提供品名	救援物資提供数量
提供日時	年 月 日	
提供場所	東海旅客鉄道株式会社 豊川駅	
責任担当者		
応答者氏名		
その他		

12-2-34 防災倉庫の設置及び災害時における帰宅困難者への対応に関する覚書

豊川市（以下「甲」という。）と名古屋鉄道株式会社（以下「乙」という。）とは、平成21年12月1日付にて甲・乙間で締結した「名鉄国府駅における東西連絡橋等の維持管理に関する協定書」に基づき防災倉庫を設置するとともに、災害時における帰宅困難者への対応について、次のとおり覚書(以下「本覚書」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本覚書は、災害時における帰宅困難者への対応に関する甲と乙との協力について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本覚書における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「災害時」とは、豊川市内で地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれにより乙が運行する交通が運行停止又は途絶状態が継続し、豊川市内の交通に大きな混乱が生じた場合をいう。
- (2) 「帰宅困難者」とは、災害時において、自宅が遠距離にあること等により帰宅が困難となった者をいう。
- (3) 「救援物資」とは、ビスケット、飲料水及びエマージェンシーシート等帰宅困難者を救援する物資として必要と認める物資のことをいう。

(防災倉庫の設置に関する協力)

第3条 甲は、乙と協議し、別紙記載の設置場所に甲の防災倉庫を設置するものとする。

2 甲は、防災倉庫に救援物資を常備させるものとし、防災倉庫について定期的に点検を行うとともに防災倉庫としての機能維持に努め、機能の低下を認めた場合には、速やかに修理を行うなど、適正な維持管理を行うものとする。

3 甲は、本覚書が終了するときは、本覚書終了日又は乙の指定する日までに、自らの責任及び費用をもって防災倉庫を撤去するものとする。

4 甲は、乙に対する防災倉庫の設置場所に関する公租公課、賦課金等を免除する。

なお、当該免除部分の面積等については、別紙に定める図面のとおりとする。

(救援物資の提供に関する協力)

第4条 乙は、豊川市災害対策本部条例（昭和38年豊川市条例第10号）に規定する豊川市災害対策本部から帰宅困難者に対する物資の提供の要請があったときは、当該提供について協力する。ただし、乙が運行する交通が運行停止し、又は途絶状態が継続した

等により救援物資の提供に支障が生じた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により乙が救援物資の提供の協力に支障が生じたときは、甲は、帰宅困難者に対する対応を講じるものとする。

3 乙は、第1項の要請がない場合において、乙が運行する交通が運行停止する等により帰宅困難者が発生したときは、乙の判断により帰宅困難者に救援物資を提供することができるものとする。

(要請の手続き)

第5条 甲は、第4条第1項の要請を行うときは、救援物資提供要請書(様式第1号)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに救援物資提供要請書を提出するものとする。

(救援物資提供の報告)

第6条 乙は、第4条第1項及び第3項の規定により救援物資を提供したときは、救援物資提供報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(防災倉庫の鍵の取扱い)

第7条 甲は、防災倉庫の鍵を乙に貸与するものとし、乙は、鍵の預り証を発行するとともに善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。

(費用負担)

第8条 救援物資の補充費用及び賞味期限に伴う更新費用の負担は、甲が行うものとする。ただし、第4条第3項の規定により乙の都合で救援物資の提供が生じたときは、甲乙協議し決定するものとする。

2 乙が防災倉庫の鍵を紛失した場合の費用負担は、甲乙協議し決定するものとする。

(苦情等の処理)

第9条 甲は、防災倉庫の設置等、本覚書に定める事項に関し、第三者から苦情等を受けたときは、自らの責任をもって解決する。

(損害賠償)

第10条 甲は、本覚書に違反し、故意又は過失により乙に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

(有効期間)

第11条 本覚書の有効期間は、本覚書締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了日の1ヵ月前までに甲乙いずれかから文書による申出がない限り、本覚書は同一条件にてさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(合意管轄)

第12条 甲及び乙は、本覚書に関する紛争等について、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

(協議)

第13条 本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本覚書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年 1月15日

豊川市諏訪一丁目1番地

甲 豊川市

代表者 豊川市長 山 脇 実

岡崎市明大寺本町4丁目70番地

乙 名古屋鉄道株式会社

東部支配人 今 川 孝 英

様式第1号（第5条関係）

救 援 物 資 提 供 要 請 書

年 月 日

名古屋鉄道株式会社 様

豊川市長

次のとおり帰宅困難者に対する救援物資の提供を要請します。

救援物資提供品及び 救援物資提供数量	救援物資提供品名	救援物資提供数量
提供日時	年 月 日	
提供場所	名古屋鉄道株式会社 国府駅	
責任担当者		
応答者氏名		
その他		

様式第2号（第6条関係）

救 援 物 資 提 供 報 告 書

年 月 日

豊川市長 様

名古屋鉄道株式会社

次のとおり帰宅困難者に対する救援物資の提供を行ったことを報告します。

救援物資提供品及び 救援物資提供数量	救援物資提供品名	救援物資提供数量
提供日時	年 月 日	
提供場所	名古屋鉄道株式会社 国府駅	
責任担当者		
応答者氏名		
その他		

12-2-36 豊川市の防災情報提供に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、豊川市内の災害に備え、甲と乙とが協力して市民等に対して必要な防災情報を提供することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる協力内容を実施するものとする。

- (1) 甲は、豊川市内の防災情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、甲より提供された防災情報を自社サービス上に掲載する方法により、市民等に対し周知すること。

（費用負担）

第3条 前条の規定により甲乙それぞれが実施する協力内容については、原則として無償で行われるものとし、当該協力内容を実施する際に発生する一切の経費は、甲乙各自で負担するものとする。

（二次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲と協議し、その承認を得なければならない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了日の2か月前までに甲乙いずれかから文書による申出がない限り、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 3月29日

甲 豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山脇 実 印

乙 東京都千代田区神田神保町1丁目4番4号
ファーストメディア株式会社
代表取締役社長 山崎 佳一 印

12-2-37 災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書

豊川市（以下「甲」という。）と愛知県LPGガス協会東三河支部（以下「乙」という。）は、甲の区域内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における被災者及び避難者等（以下「被災者等」という。）を支援するために必要となる液化石油ガスの供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において甲と乙とが相互に協力し、避難所、救護所、防災拠点施設等（以下「避難所等」という。）へ液化石油ガスの供給等を行い、被災者等の迅速かつ円滑な支援を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、避難所等に液化石油ガスの供給又は燃焼器具の提供（以下「供給等」という。）が必要であると認めたときは、乙に対して、供給等についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（要請手続）

第3条 前条第1項の協力の要請は、災害時協力要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話、ファクシミリ等の方法で要請し、その後、速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

（協力に関する業務）

第4条 供給等に必要の運搬、設備の設置及び保安に関する業務については、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、第3条の要請による協力を実施したときは、災害時要請業務実施報告書（様式第2号）により、甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 第3条の要請により乙が実施した供給等に係る費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額は、災害の発生直前における適正価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協力体制の整備）

第7条 甲及び乙は、災害時等における被災者等の迅速かつ円滑な支援の実施のため、平常時から相互の協力体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（災害時等の情報提供）

第8条 乙は、災害時等において、甲の区域内における被害状況及び復旧状況について得た情報を甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第9条 乙は、協力に関する業務により知り得た個人情報を、当該業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から平成29年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1月前までに甲又は乙から書面による申出がないときは、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保管する。

平成28年9月26日

所在地 豊川市諏訪一丁目1番地
甲 名称 豊川市
代表者 豊川市長 山 脇 実

所在地 豊川市大橋町二丁目18番地
乙 名称 愛知県LPガス協会 東三河支部
代表者 支部長 原 田 幹 也

様式第1号

年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

愛知県LPガス協会東三河支部長 殿

豊 川 市 長

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第3条の規定に基づき、
次のとおり協力を要請します。

豊川市要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号		
電話・ファクシミリ 等による要請日時		年 月 日 () 時 分		
要請 内容	品 名 数 量			
	期 間	年 月 日～ 年 月 日		
	対象 施設	名 称		
		所在地		
	担 当 者	所 属 職・氏名 電話番号		
備 考				

様式第2号

年 月 日

災害時要請業務実施報告書

豊川市長 殿

愛知県LPガス協会東三河支部長

災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

豊川市要請担当者		所 属 職・氏名 電話番号		
電話・ファクシミリ 等による要請日時		年 月 日 () 時 分		
供給 実績	品 名 数 量			
	期 間	年 月 日～ 年 月 日		
	対象 施設	名 称		
		所 在 地		
	担 当 者	所 属 職・氏名 電話番号		
供給実施者		会社名 所在地 担当者 電話番号		
備 考				

12-2-38 災害時における自立式移動型トイレの供給協力に関する協定

豊川市（以下「甲」という。）とGテクノ株式会社（以下「乙」という。）は、豊川市内に地震、風水害その他の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、市民生活の早期安定を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において乙が行う協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項について、乙に対し協力を要請するものとする。

- (1) 自立式移動型トイレの提供
- (2) 自立式移動型トイレの運搬及び設置
- (3) 自立式移動型トイレ設置後の維持管理
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲が自立式移動型トイレに関し必要と認める事項

2 乙は、前項の規定に基づく要請があったときは、乙の業務に支障のない範囲において、優先的かつ速やかに協力を行うものとする。

（要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請は、要請書（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭により行うことができるものとし、甲は、当該緊急を要する事情が止んだときは、速やかに要請書により乙に通知するものとする。

2 乙は、甲の要請に基づき自立式移動型トイレを設置したときは、遅滞なく報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（被災した他市町村への応援）

第4条 甲が、被災した他の市町村に対する自立式移動型トイレ等の供給応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、この協定に準じて可能な限り甲に協力するものとする。

（費用負担）

第5条 第2条及び第3条の規定により、乙が供給した自立式移動型トイレの

対価及び乙又は乙が指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、使用後において、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の活動)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、乙は甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(災害対策本部への派遣)

第7条 乙は、甲から要請があった場合、甲が設置する災害対策本部に社員を派遣することができるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定は、締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成28年11月10日

甲 豊川市諏訪一丁目1番地
豊川市
代表者 豊川市長 山脇 実

乙 豊川市宿町左平山48番地
Gテクノ株式会社
代表取締役 都築 幹尚

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

Gテクノ株式会社 様

豊川市長

要 請 書

災害時における支援協力に関する協定第3条第1項に基づき、次のとおり要請します。

1 要請する理由	
2 必要とする物品名・数量	
3 必要とする場所	町 添付地図参照
4 必要とする期間	
5 要請担当者	担当者名 班 電話
6 その他必要事項	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日

豊川市長 様

Gテクノ株式会社

報 告 書

災害時における支援協力に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 設置した物品名・数量	
2 設置場所	
3 設置日時	年 月 日 時
4 報告者及び立会者	報告者 氏名 電話
	立合者 氏名 電話
5 その他必要事項	